

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年2月28日

【会社名】 スリーエム カンパニー
(3M Company)

【代表者の役職氏名】 法律副顧問兼秘書役 グレッグ・M・ラルソン
(Gregg M. Larson, Deputy General Counsel and Secretary)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国 55144 ミネソタ州セントポール市スリーエム
センター
(3M Center, St. Paul, Minnesota 55144 U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 高 橋 謙

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木一丁目9番10号
アークヒルズ仙石山森タワー28階
ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）

【電話番号】 (03)6271-9900

【事務連絡者氏名】 弁護士 谷田部 耕 介

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目9番10号
アークヒルズ仙石山森タワー28階
ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）

【電話番号】 (03)6271-9900

【届出の対象とした募集有価証券の
種類】 スリーエム カンパニー記名式額面普通株式（額面金額0.01米
ドル）の取得にかかる新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 0.00米ドル(0円)（注1）
9,479,771米ドル（1,007,699,657円）（注2）

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 なし

(注1) 新株予約権証券の発行価額の総額。

(注2) 新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権証券の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。

1. 本書において、別段の記載がある場合を除き、「当社」とはスリーエム カンパニーを指す。
2. 本書に記載の「ドル」はアメリカ合衆国ドルを指すものとする。本書において便宜上記載されている日本円への換算は1ドル = 106.30円(2018年2月19日現在の三菱東京UFJ銀行株式会社における対顧客電信売買相場の仲値)の換算率により計算されている。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	40,576個
発行価額の総額	0米ドル(0円)
発行価格	0米ドル(0円)
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	2018年3月8日（注）
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	スリーエム カンパニー アメリカ合衆国 55144 ミネソタ州セントポール市スリーエムセンター
割当日	2018年3月8日
払込期日	該当事項なし。
払込取扱場所	該当事項なし。

(注) 本募集においては、当社から参加者に対して一方的に付与通知がなされる為、新株予約権（以下、「[募集又は売出しに関する特別記載事項]」を除いて、「本新株予約権」という。）の付与を受けた参加者（下記に定義。）による申込に関する特段の意思表示は必要としない。従って便宜上、上記申込期間とは、参加者に対する本新株予約権に関する通知を行う日を意味する。

- (1) 当社は、2016年2月2日の取締役会で3M・2016年ロングターム・インセンティブ・プラン（以下「2016年プラン」という。）の導入を採択し、かかるプランは2016年5月10日開催の年次株主総会において承認され、これにより当社及びその子会社又は関連会社の一定の従業員に対して新株予約権を付与することとなった。本募集は、かかる2016年プランに基づいて、当社の日本国所在の子会社（但し、完全子会社ではない。スリーエム ジャパン株式会社、スリーエム・ジャパン・プロダクツ株式会社を含む。）の適格従業員107名に対して無償で付与される新株予約権に関するものである。
- (2) 2016年プランは、当社に対し重要な貢献を成し、また貢献することが期待される者に対し株式を保有する機会を提供することにより、かかる個人を当社に惹きつけ、定着させ、その意欲を促すことを目的としている。2016年プランは2008年ロングターム・インセンティブ・プランを承継するものである。

- (3) 2016年プランは、運営者により運営される。運営者は、本プランの条件及び制約に従い、報奨を受領する業務提供者を決定し、報奨を付与し、報奨の諸条件を設定する権限を有する。運営者はまた、本プランに基づき全ての措置を講じ、一切の判断を行い、本プラン及び報奨契約を解釈し、適切と思われる運営上の規則、方針及び手続きを採用、修正、撤回する権限を有する。

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	スリーエム カンパニー 記名式額面普通株式(額面金額0.01米ドル) (注1)(注2)
新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権1個につき1株、全体で40,576株 (注2)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個につき233.63米ドル(24,835円) (注2)(注3)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	9,479,771米ドル(1,007,699,657円) (注4)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格:1株当たりにつき233.63米ドル(24,835円) (注2)(注3)、 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の資本組入額:別途報酬委員会その他規則で定める金額
新株予約権の行使期間	自2019年2月6日至2028年2月4日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	申込取扱場所に同じ。
新株予約権の行使の条件	2016年プランの第5.1、第9.4及び第10.18を参照のこと。その他、同プランに定める条件に従うこと。 本新株予約権証券は、2019年2月6日、2020年2月6日及び2021年2月6日に3分の1ずつ権利確定し、行使可能となる。権利確定済のオプションは2028年2月4日まで行使可能となる。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	2016年プランの第8.2及び第9.6を参照のこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡不可。 その他2016年プランの第9.1を参照のこと。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	2016年プランの第8.2(c)を参照のこと。その他、同プランに定める条件に従うこと。

(注1) 本新株予約権の行使に際して必要となる株式は、当社の授権済未発行株式、金庫株又は自社株買戻計画に基づき当社取締役会の裁量により当社が買い戻す株式が充てられることが予定されている。

(注2) 株式分割、株式配当、株式併合又は組替え、当社の資本再編、合併又は同様の事由により、適宜修正される。

(注3) 2018年2月6日のニューヨーク証券取引所における当社普通株式の終値による。

(注4) すべての新株予約権の行使により、新株が発行される場合を前提とする。

(摘要)

- (1) 新株予約権の行使価格は、付与日現在の普通株式の公正市場価額の100%を下回らないものとし、運営者がこれを設定する。本募集において付与される新株予約権の行使価格は、付与日である2018年2月6日の当社普通株式の終値に基づく。本募集において付与されるインセンティブ・ストック・オプションは、上記の時点で行使可能となるものとする。ただし、新株予約権の期間は10年を超えないものとする。
- (2) 新株予約権行使の効力の発生：新株予約権は、新株予約権を行使する権限を有する者が、当社が承認する（電子的又は電話による）様式及び方法による行使通知に署名又は認証した上でそれを当社に送ること、また、適宜、(i)プラン第5.5に明記された方法により行使されるオプションの対象となる株式数に対する行使価格及び()プラン第9.5に明記されている該当する税の全額を適宜支払った上で、行使することができる。
- (3) 新株予約権の行使後第1回目の配当：新株予約権の行使により取得した普通株式の配当は、第1回目の配当より、当社の他の株主に支払われるのと同様に、各参加者に支払われる。
- (4) 株券の交付方法：新株予約権の行使により取得した株式は、参加者に発行され、振替制度によってその証券口座に預け入れられる。参加者は、新株予約権の行使時に、株券の交付を受けることを選択することもできる。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
9,479,771米ドル(注1) (1,007,699,657円)	0米ドル (0円)	9,479,771米ドル (1,007,699,657円)

(注1) すべての新株予約権が行使された場合の最大見込額である。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額9,479,771米ドル(1,007,699,657円)は、希薄化防止の為の自社株買い、人件費の支払並びにその他の業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定である。その具体的な内容や使途別の金額、支出時期については、資金繰りの状況等に応じて決定される。

第2 【売出要項】

該当事項なし

[募集又は売出しに関する特別記載事項]

本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について

本有価証券届出書に基づく募集の対象である本新株予約権と同一の種類の新株予約権（以下、「[募集又は売出しに関する特別記載事項]」において「本新株予約権」という。）の募集が、本邦以外の地域で並行して開始される予定である。以下は、かかる募集の内容として、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を記載したものである。

(1) 有価証券の種類

新株予約権証券

(2) 新株予約権の内容等

(イ) 発行数

3,121,525個（発行数は新株予約権の目的となる当社普通株式の数と同数である。）

（注）本募集は、本プランに基づく、当社又当社の子会社若しくは関連会社（日本を除く）に所属する適格従業員3,834名に対する新株予約権証券の発行に関するものである。

(ロ) 発行価格

0米ドル（0円）

(ハ) 発行価額の総額

0米ドル（0円）

(二) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

1 株式の種類

スリーエム カンパニー記名式額面普通株式(額面金額0.01米ドル)

2 株式の内容

当社の普通株式の所有者は、株主としての一切の権利を有し、すべての議決権を行使するものとする。当社の普通株式の所有者は株主名簿記載の名義人として1株につき1議決権を有するものとする。

3 株式の数

本新株予約権1個あたり1株

全ての本新株予約権が行使された場合の総株式数：3,121,525株

（注）株式分割、株式配当、株式併合又は組替え、当社の資本再編、合併又は同様の事由により、適宜修正される。

(ホ) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権1個あたり233.63米ドル（24,835円）

本新株予約権の行使時の払込金額の総額：

729,281,886米ドル（77,522,664,482円）

（注）2018年2月6日のニューヨーク証券取引所における当社普通株式の終値に基づく。

(へ) 新株予約権の行使期間

自2019年2月6日至2028年2月4日

(ト) 新株予約権の行使の条件

2016年プランの第5.1、第9.4及び第10.18を参照のこと。その他、同プランに定める条件に従うこと。

本新株予約権証券は、本2019年2月6日、2020年2月6日及び2021年2月6日に3分の1ずつ権利確定し、行使可能となる。権利確定済のオプションは2028年2月4日まで行使可能となる。

(チ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額

資本組入額は別途報酬委員会その他規則で定める金額

(リ) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡不可

その他2016年プランの第9.1を参照のこと。

(3) 発行方法

当社又は当社子会社（本邦以外）の本プランに参加する適格従業員3,834名への割当

(4) 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

該当事項なし

(5) 募集又は売出しを行う地域

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、チリ、中国、コロンビア、コスタリカ、チェコ共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、エルサルバドル、エストニア、フィンランド、ドイツ、ギリシャ、ガテマラ、香港、ハンガリー、インド、アイルランド、イスラエル、イタリア、カザフスタン、大韓民国、リトアニア、マレーシア、メキシコ、モロッコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パキスタン、パナマ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア連邦、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スリランカ、スウェーデン、スイス、台湾、タイ、トリニダード・トバゴ、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ベネズエラ、ベトナム

(6) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

手取金： 729,281,886米ドル（77,522,664,482円）（注）

（注）手取金の額は、本新株予約権の発行価額の総額と本新株予約権の行使時の払込金額の総額（729,281,886米ドル（77,522,664,482円））を合算した金額から、発行諸費用の概算額（0米ドル（0円））を控除した額である。

手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期： 上記の差引手取概算額729,281,886米ドル（77,522,664,482円）は、希薄化防止の為に自社株買い、人件費の支払並びにその他の業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や用途別の金額、支出時期については、資金繰りの状況等に応じて決定する見込される。

(7) 新規発行年月日

2018年3月8日

(8) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当事項なし。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4 【その他】

1【法律意見】

アメリカ合衆国ミネソタ州の弁護士である当社の法律副顧問であるグレッグ・M・ラルソン氏により、以下の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (1) 当社は、アメリカ合衆国デラウェア州法に基づく法人として適法に設立され、有効に存続している。
- (2) 本有価証券届出書に記載されている新株予約権証券の募集は、正当かつ有効に授權されており、同氏の知る限り、アメリカ合衆国及びデラウェア州の法令に違反しない。

2【その他の記載事項】

目論見書「第一部証券情報」、「第4 その他」、「2 その他の記載事項」に、以下に掲げる「3M・2016年ロングターム・インセンティブ・プラン」の訳文を掲げる。

(日本語訳)

3M カンパニー 2016年ロングターム・インセンティブ・プラン

本プランは、当社に対し重要な貢献を成し、また貢献することが期待される者に対し株式を保有する機会を提供することにより、かかる個人を当社に惹きつけ、定着させ、その意欲を促すことを目的としている。本プランは3Mカンパニー 2008年ロングターム・インセンティブ・プランを承継するものである。

第1条 定義

本プランにおいて、以下の用語及び表現は、文脈上明示される場合を除き、下記に記載の意味を有する。

- 1.1 「運営者」とは、取締役会、又は本プランに基づく取締役会の権限又は権能が委員会に委譲される範囲において当該委員会を意味する。本プラン第3.2に従い1名以上の役員に委譲された本プランに基づく取締役会又は委員会の権限又は権能に関して、「運営者」とは、かかる委譲が取消されない限りかかる役員を意味する。
- 1.2 「適用法」とは、(a)内国歳入法、証券法、証券取引所法及びこれらに基づく規則又は規定、(b)会社、証券、租税その他に関する法律、制定法、規則、要件又は規制(米国の、又は米国外の連邦、州又は地域のものであるかを問わない。)、及び(c)株式が上場され、相場がたち、又は取引されている証券取引所又は気配自動通報システムの規則を意味する。
- 1.3 「報奨」とは、本プランに基づき参加者に付与されるオプション、株式評価益受益権、制限株式報奨、制限株式ユニット報奨、パフォーマンス・ボーナス報奨、パフォーマンス株式報奨、又はその他の株式又は現金ベース報奨を意味する。
- 1.4 「報奨契約」とは、報奨を証する書面による契約を意味し、かかる契約は電子的方法によることができ、運営者が決定する本プランの条項と一致しかつそれらに従った条項を含むものとする。
- 1.5 「取締役会」とは、当社の取締役会を意味する。
- 1.6 「支配権の変更」とは、米国財務省第1節409A-3(i)(5)又は第409A条に基づき発せられたその他の規則又は指針に定義された「支配権の変更事由」の発生を意味する。運営者は、支配権の変更が上記の定義に従い発生したかどうか、また、その発生日及び関連する付随事項を最終的に判断するにあたり、単独の裁量により行使される完全かつ最終的な権限を有する。ただし、支配権の変更が米国財務省第1節409A-3(i)(5)に定義された「支配権の変更事由」かどうかの判断に関連した権限の行使は、かかる規則に合致したものでなければならない。また、疑義を避けるために付言すると、ある取引が、()当社の設立法域を変更すること、又は()取引の直前において当社の証券を保有していた者が実質的に同等の保有比率をもって所有することになる持株会社を設立することを唯一の目的として行われる場合は、かかる取引は支配権の変更を構成しない。
- 1.7 「内国歳入法」とは、改正1986年米国内国歳入法並びにそれに基づき発せられた全ての規則、指針、順守プログラム及びその他の解釈指針を意味する。

- 1.8 「委員会」とは、適用法が許容する範囲内において、1名以上の当社取締役又は執行役員が所属する取締役会の1つ以上の委員会又はその付属委員会を意味する。規則16b-3の規定に従うために必要な範囲において、委員会の各構成員は、規則16b-3の規定に従って報奨に関して委員会が行為を行うときには、規則16b-3の意味における「非従業員取締役」となるとされている。しかしながら、委員会の構成員が規則16b-3の意味における「非従業員取締役」としての資格を有さない場合でも、本プランに基づき別途有効に付与された委員会による報奨は無効とはならない。
- 1.9 「普通株式」とは、当社の普通株式を意味する。
- 1.10 「当社」とは、デラウェア州法人であるスリーエム カンパニー及びその承継会社を意味する。
- 1.11 「指定受益者」とは、参加者が死亡した場合に未払額を受領して参加者の権利を行使するために、当社が許容及び決定した方法により参加者が指定した受益者を意味する。参加者による有効な指定がない場合は、「指定受益者」とは、参加者の遺産相続人又は法定相続人を意味する。
- 1.12 「取締役」とは、取締役会の構成員を意味する。
- 1.13 「障害」とは、内国歳入法第22(e)(3)に基づく永久全身障害を意味する。
- 1.14 「配当同等物」とは、特定数の株式に対する配当支払額と同等の価値(現金又は株式による。)を受取るために参加者に付与された権利を意味する。かかる配当同等物は、運営者が決定する計算式及び日時により、かつ運営者が決定する制限に従い、現金若しくは追加の株式又は現金及び株式の組合せに転換される。
- 1.15 「発効日」とは、第10.3項に規定される意味を有する。
- 1.16 「従業員」とは、当社又はその子会社の従業員を意味する。
- 1.17 「エクイティの再構成」とは、株式(若しくはその他の当社の証券)の数若しくは種類又は普通株式(若しくはその他の当社の証券)の株価に影響を及ぼし、未払いの報奨の原資となる普通株式の1株当たりの価値の変更をもたらす株式配当、株式分割(株式併合を含む。)、スピンオフ又は資本再構成などの当社とその株主の間における非互恵的取引を意味する。
- 1.18 「証券取引法」とは、改正1934年米国証券取引所法並びにそれに基づき発せられた全ての規則、指針及びその他の解釈根拠を意味する。
- 1.19 「公正市場価額」とは、ある日の、以下のとおり決定された株式の価額のことをいう:()普通株式が定評のある確立された証券取引所に上場されている場合、株式の価額は、ウォール・ストリート・ジャーナル又は当社が信頼できると認めた他の情報源において公表が行われた日(又はかかる日に売りが行われなかった場合は売りが行われたかかる日の直前の日)におけるかかる証券取引所において相場がたてられた株式の最終売値、()普通株式が定評のある確立された証券取引所に上場されていないが、国内市場又はその他の相場システムにおいて相場が立てられている場合、株式の価額は、ウォール・ストリート・ジャーナル又は運営者が信頼できると認めた他の情報源において公表が行われた日(又はかかる日に売りが行われなかった場合は売りが行われたかかる日の直前の日)における株式の最終売値、()普通株式が定評のある確立された証券取引所に上場されていない、又は国内市場若しくはその他の相場システムにおいて相場がたてられていない場合、株式の価額は、運営者によりその単独の裁量で設定される。
- 1.20 「全額(フルバリュー型)報奨」とは、(a)オプション、(b)株式評価益受益権又は(c)参加者が付与日現在において現存する本質的価値に対して支払を行う(直接又は当社若しくは子会社からの支払を受ける権利を放棄することによるかを問わない。)その他の報奨を除く、株式で支払われる報奨を意味する。

- 1.21 「10%超株主」とは、(それぞれ内国歳入法第424条(e)及び(f)に従い判断される)当社又は当社の親会社若しくは子会社の全ての種類の株式の議決権を合わせたものの10%超を所有する(内国歳入法第424(d)の意味における。)個人を意味する。
- 1.22 「インセンティブ・ストック・オプション」とは、内国歳入法第422条に定義される「インセンティブ・ストック・オプション」として適格な要件を満たすオプションを意味する。
- 1.23 「不正行為」とは、適用ある報奨契約において定められた意味を有し、かかる契約に定められていない場合は、(A)参加者が実質的に自身の義務の履行を故意に怠ること(参加者の障害から生じる不履行を除く。)、(B)取締役又は参加者の直属の監督者の適法かつ合理的な指示の遂行又は順守を参加者が故意に怠ること、(C)参加者の有罪判決をもたらすことが合理的に予想される(若しくはすでに果たした)参加者による作為若しくは不作為、不抗争の答弁、又は重大な犯罪、起訴犯罪若しくは不道德行為に関する犯罪に対する未判決での保護観察の決定、(D)当社又は子会社若しくは関連会社又はそれらの役員、取締役、従業員、顧客、サプライヤー、保険業者若しくは代理人に対する詐欺行為、横領、不正流用、不正行為又は受託者義務違反を参加者が犯すこと、(E)参加者による当社又は子会社との書面による契約の重要な条項に対する重大な違反、又は(F)当社又は子会社の事業又は業務に著しい悪影響を及ぼす参加者によるその他の故意の不正行為を意味する。委員会は、上記の定義に従い、参加者による不正行為の有無、かかる不正行為の発生日及びそれらの付随事項について最終的に決定する権限を有する。ただし、当社の最高経営責任者は、その時点において又はそれ以前において当社に関して証券取引法第16条の対象となっていない参加者についてかかる全ての決定を下すために、当社の2名以上の役員による委員会(少なくともそのうち1名は当社の最高経営責任者又は人事担当の上級副社長とする。)を設置することができる。上記の定義は、いかなる形においても、その他の行為又は不作為について当社又は子会社に従事する参加者又はその他の者を解雇若しくは解任する当社又は子会社の権限を妨げる又は制限するものではないが、かかるその他の行為又は不作為は、本プランにおいて不正行為をなすものとはみなされない。
- 1.24 「非適格ストック・オプション」とは、インセンティブ・ストック・オプションではないオプションを意味する。
- 1.25 「オプション」とは、第5条に基づき付与される、既定の期間に1株当たりについて既定の価格で規定の数の株式を購入する権利を意味する。オプションは、インセンティブ・ストック・オプション又は非適格ストック・オプションのいずれも指す。
- 1.26 「その他の株式又は現金ベース報奨」とは、現金報奨、株式報奨及び株式若しくはその他の財産を参照することにより、又は別の方法でそれらに基づくことにより、全部若しくは一部の価値が定まるその他の報奨を意味する。
- 1.27 「総株式制限」とは、() 23,965,000株、() 発効日の直前において前プランに基づき将来において付与される報奨のために利用可能となっている株式の総数、及び() 第5条に従い本プランに基づく発行のために利用可能になった前プランによる報奨の対象となっている株式数の合計を意味する。
- 1.28 「参加者」とは、報奨を付与された役務提供者を意味する。
- 1.29 「パフォーマンス連動報奨」とは、第6条又は第7条に従い付与された報奨(オプション又はSARを除く。)を意味する(ただし、10条18項に定める条項に従う)。全てのパフォーマンス連動報奨は、パフォーマンス連動報酬として適格とされる。
- 1.30 「パフォーマンス連動報酬」とは、内国歳入法第162条(m)(4)(C)又はその承継条項に記載の「パフォーマンス連動報酬(performance-based compensation)」として適格とされる報酬を意味する。
- 1.31 「パフォーマンス・ボーナス報奨」とは、第7.3項に規定される意味を有する。
- 1.32 「パフォーマンス基準」とは、特定のパフォーマンス期間における報奨について1つ以上の業績目標を設定するために運営者がその単独の裁量で選択することができる基準(及び調整)を意味する。ただし、以下の規定に従う。

(a) パフォーマンス連動報酬として適格とされるパフォーマンス連動報奨についての業績目標を設定するために使用されるパフォーマンス基準は、以下のものに限定される。() (A)利息、(B)税、(C)減価償却、(D)償却及び(E)非現金の株式ベース報酬費用のうち1つ以上を控除前若しくは控除後の)純収益又は損失、()グロス若しくはネットの売上高若しくは収益又は売上高若しくは収益の伸び率、()グロス若しくはネットの本業の売上高又は本業の売上高伸び率、()純利益(税引前若しくは税引後)又は調整後の純利益、()総売上高又は総収益に占める1つ以上の製品(若しくは製品カテゴリー)の売上高の割合、()利益(粗利益、純利益、利益成長率、営業純利益若しくは経済的利益を含むがこれらに限定されない。)、利益率又は営業利益率、() (税引前若しくは税引後又は会社運営諸経費及び賞与の分配前若しくは分配後の)営業利益、()キャッシュフロー(営業キャッシュフロー、フリー・キャッシュフロー、フリー・キャッシュフロー・コンバージョン又は資本に対するキャッシュフロー比率を含む。)、()総資産利益率、(x)資本利益率又は投下資本利益率、(x)資本コスト、(x)株主資本利益率、(x)株主総利益率、(x)売上利益率、(x)費用、費用削減及び費用削減策、(x)経費、(x)運転資本、(x)1株当たり利益若しくは損失(以下「EPS」という。)又はEPSの伸び率、()調整後の1株当たり利益又は損失、(xx)1株当たり株価又は1株当たり配当(又はかかる株価若しくは配当の上昇・増加率又は維持率)、(xx)規制の達成度又は順守度、(xx)調査、開発、規制、商業上若しくは戦略上のマイルストーン又は進行度についての目標に対する遂行度、完成度又は達成度、(xx)市場シェア、(xx)経済的価値又は経済的価値付加モデル、xx)部門、グループ又は企業財務目標、(xx)顧客の満足度/伸び、(xx)顧客サービス、(xx)従業員満足度、(xx)人員の採用及び維持、(xxx)人材管理、(xxx)訴訟及びその他の法的事項の監督、(xxx)戦略的パートナーシップ及び取引、(xxx)財務比率(流動性、活動、収益性又はレバレッジを測定するものを含む。)、(xxx)債務水準又は債務削減、(xxx)売上関連目標、(xxx)金融及びその他の資本調達取引、(xxx)手元現金、(xxx)買収活動、(xxx)投資調達活動、及び(x1)マーケティング戦略。これらのいずれも絶対ベース又はいかなる増加若しくは減少との比較において測定することができる。かかる業績目標はまた、当社の業績又は子会社の業績、当社若しくは子会社の部門、事業セグメント若しくは事業ユニットの観点から掲げることができ、或いは1つ以上の他社のものと比較した業績の観点から又は他の会社の業績と比較した業績指標との対照により掲げることができる。財務上の測定基準となる業績目標は、国際会計基準審議会により設定された会計原則(以下「IASB原則」という。)に従って、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則(以下「GAAP」という。)に従い決定することができる。GAAP又はIASB原則に基づき包含可能又は除外可能な項目を包含又は除外するため調整することができる。

(b) 委員会は、その単独の裁量により、委員会が除外するのが適切と決定した事由又は出来事の影響を除外することができる。これには、()再構築、非継続事業、特別項目、及びその他の非正常、非反復的若しくは非経常的な費用、事象又は項目、()資産売却又は評価減、()訴訟又は申立てに対する判決又は和解、()買収又は事業分割、()当社の企業構造又は資本構成の再編又は変更、()当社、子会社、部門、事業セグメント若しくは事業ユニットの業務に直接関連しない、又は経営陣の合理的支配の及ばない事象、()外国為替差益及び差損、()当社の事業年度の変更、()銀行借入若しくは債務証券の借換え又は買戻し、(x)予算外の資本支出、(x)持分証券の発行又は買戻し及び発行済株式数のその他の変更、(x)一部又は全ての転換証券の普通株式への転換、(x)事業中断事由、(x)価格設定の変更、(x)外国為替の変動、(x)米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に従った税又は会計についての変更の累積的影響、(x)臨時的租税取引、又は(x)報告された業績に影響を与えるその他の法律又は規制ルールの変更による影響、を含む。

- 1.33 「パフォーマンス期間」とは、参加者のパフォーマンス報奨を受ける権利及び報奨の支払を決定する目的で設定された1つ以上の期間を意味するが、かかる期間の長さは委員会の選択により変更される場合があり、また期間が重なる場合もある。
- 1.34 「パフォーマンス株式」とは、本プラン第7.1に基づき、また第7.2を条件に参加者に付与される株式を受け取る権利であり、その支払いは、運営者が設定した特定の業績目標又はその他パフォーマンス目標値が達成されることが条件となる。
- 1.35 「プラン」とは本「3Mカンパニー2016年ロングターム・インセンティブ・プラン」を意味する。
- 1.36 「従来のプラン」とは、「3M 2005年マネジメント・ストック・オーナーシップ・プログラム」、「3M 2008年ロングターム・インセンティブ・プラン」及びその他以前の株式インセンティブ・プランを総称して言う。

- 1.37 「従来のプランに基づく報奨」とは、本プラン効力発生日現在、従来のプランに基づき未行使となっている報奨を意味する。
- 1.38 「制限株式」とは、本第6条に基づき参加者に付与される株式を意味し、一定の権利確定条件及びその他の制限が適用される。
- 1.39 「制限株式ユニット」とは、該当する精算日において、1株又は精算日現在の1株の等価と運営者が判断する現金その他の対価を受け取る、未拠出、無保証の権利を意味する。かかる権利は、特定の権利確定条件その他の制限が適用される。
- 1.40 「退職」とは、適用される報奨契約におけるかかる用語に充てられた意味を持ち、また、かかる契約に定義のない場合は、入社後10年以上経過後の55歳に到達した日以降の雇用の終了を意味する。
- 1.41 「規則16b-3」とは取引所法に基づく規則16b-3を意味する。
- 1.42 「第409A」とは、内国歳入法の第409A項を意味する。
- 1.43 「証券法」とは、1933年（改正）米国証券法及び全ての関連法令、指針その他解釈指針を意味する。
- 1.44 「業務提供者」とは従業員又は取締役を意味する。
- 1.45 「株式」とは普通株式を意味する。
- 1.46 「株式評価益受益権」とは、本第5条に基づき付与される権利であり、公正市場価額が当該報奨契約に規定された行使価格を上回る場合の差額を、特定株式数について、権利の行使日に受け取る権利を意味する。
- 1.47 「子会社」とは、国内又は国外を問わず、当社を起点とする一連の事業体のうち、かかる連鎖の最後の事業体を除く各事業体が、連鎖における他の事業体の1つについて、その証券又は持分の全種類の合計議決権数の50%以上を意味する証券又は持分を、算定時において実質的に保有している場合を意味し、あるいは、運営者が定める相当数の株式持分を当社が保有するその他の事業体を意味する。
- 1.48 「代替報奨」とは、当社若しくは子会社又は当社若しくは子会社の結合会社を買収した会社又はその他の事業体により以前に付与された報奨又は将来の報奨とするための権利又は義務について、これらを引受け、又は代替、交換するために当社が付与する報奨又は当社が発行する株式を意味する。
- 1.49 「雇用の終了」とは、以下の場合をいう。
- (a) 従業員については、参加者と当社若しくは子会社の間で従業員と雇用者の関係が何らかの理由で終了した時を意味し、退職、解雇、死亡、障害又は退職による場合を含むが、これらに制限されず、また、当該参加者が当社又は子会社での雇用をかける時点と同時に開始し、あるいは雇用が継続される場合を除く。
 - (b) 非従業員取締役については、非従業員取締役である参加者が何らかの理由で取締役ではなくなった時を意味し、退職、選任されなかった場合、死亡又は退職による場合を含むが、これらに制限されず、また、当該参加者が当社又は子会社での雇用をかける時点と同時に開始する場合を除く。

当社は、雇用の終了が発生したか、雇用の終了が不正行為に起因するものであるか、また、特定の休暇が雇用の終了とみなされるかに関する一切の質問を含め、それらに限定されず、その単独の裁量において、雇用の終了に関連する一切の事項及び質問について判断を下すものとする。本プランにおいて、参加者にとっての従業員と雇用主の関係は、参加者を雇用し又は参加者と契約している子会社が、合併、株式売却その他の企業取引や事象（スピンオフを含

むがそれに限定されない。)により子会社ではなくなった場合、参加者が当該事業体のためにその後も業務遂行を継続する場合であっても、終了したとみなされる。

第2条 適格性

業務提供者は、本プランの制限事項に従うことを条件に、本プランに基づき報奨を付与される資格を有する。いかなる業務提供者も、本プランに基づき報奨を付与される権利を有するものではない。

第3条 運営及び委譲

3.1 運営 本プランは運営者により運営される。運営者は、本プランの条件及び制約に従い、報奨を受領する業務提供者を決定し、報奨を付与し、報奨の諸条件を設定する権限を有する。運営者はまた、本プランに基づき全ての措置を講じ、一切の判断を行い、本プラン及び報奨契約を解釈し、適切と思われる運営上の規則、方針及び手続きを採用、修正、撤回する権限を有する。運営者は、本プラン又は報奨の不備や曖昧な点を修正し、不足分を補い、矛盾点を調整し、その他、本プラン及び報奨の運営に必要又は適切とみなされる一切の決定を行うものとする。本プランに基づき運営者が行う決定はその単独の裁量によるものであり、最終的で、本プラン又は報奨に対し利益を有し又は申立てる者に対し拘束力を持つものとする。

3.2 委員会の任命 適用法において認められる限り、当社取締役会又は委員会は、本プランに基づく一切の権限を、当社若しくはその子会社の1つ以上の委員会又は1人以上の役員に委譲することができる。本項における委譲には、かかる委譲がなされる時点で取締役会若しくは委員会が設定する制約若しくは制限、又は当社の関係規約に特段に含まれている制約若しくは制限が課されるものとし、また、取締役会又は、該当する場合、委員会は、なごきであれ、委ねられた権限を撤回し、新たな受任者を任命することができる。本第3.2に基づき任命された受任者は、いかなる時も、取締役会又は、該当する場合、委員会の求めに応じその職務を務めるものとし、取締役会又は委員会は権限を委ねられた委員会をなごきでも廃止し、以前に委譲した権限を再取得することができるものとする。

第4条 報奨の対象となる株式

4.1 株式の数 本プラン第8条における修正及び本第4条の諸条件に従い、報奨は、株式上限数まで本プランに基づき付与されることができる。当社は、本プラン発効日付で従来のプランに基づく報奨の付与を中止するものとする。ただし、かかる先行プランに基づき付与された報奨は、当該プランの条件の適用を引き続き受けるものとする。本プランに基づき発行され交付される株式は、未発行の授権株式、公開市場で購入された株式又は金庫株によるものとする。前述の規定にも関わらず、本プランに基づき発行できる株式の総数は、全額報奨の精算において交付された株式1株につき2.5株が減じられるものとし、またオプション又は株式評価益受益権の対象となる株式の場合1株の付与につき1株が減じられるものとする。

4.2 株式の再利用 報奨又は先行プランによる報奨の全部若しくは一部が、完全に行使されないまま又は失権することなく、失効、消滅、終了となった場合、あるいは、現金と交換、放棄、再購入、解約された場合、また、いずれの場合も、当社が結果として報奨又は先行プランによる報奨の原資となる株式を、参加者が当該株式について支払った価格(株式再構成による調整済み。)より低い価格で購入する結果となった場合、あるいは、当社が報奨又は先行プランによる報奨の原資となる株式を発行しない結果となった場合、当該報奨又は先行プランによる報奨の原資である未使用の株式は、該当する場合、本プランに基づき付与される報奨について再度使用することができるものとする。さらに、報奨又は先行プランに基づく報奨の行使価格若しくは購入価格を支払うため、及び/又は適用される源泉徴収税債務を全うするために、参加者が当社に引き渡す株式(報奨又は先行プランの行使、購入及び/又は税債務の発生により当社が保持している

株式を含む。) (実際の交付によるか証書によるかを問わない。) は、本プランに基づき付与される報奨について再度使用することができるものとする。報奨又は先行プランによる報奨の未行使分に関連して現金で支払われる配当金同等物は、全体株式上限数に含めない。本項の規定に基づき、再度本プランにより付与される報奨の原資として再び使用できることになる株式は、()本プラン又は先行プランに基づき付与されるオプション又は株式評価益受益権の原資となる株式1株について1株として、また()本プランに基づき付与される全額報奨又は先行プランに基づき付与されたオプション若しくは株式評価益受益権以外の報奨の原資となる株式1株については2.5株として追加されるものとする。

4.3 インセンティブ・ストック・オプションに関する制限 本項に矛盾する規定のある場合であっても、インセンティブ・ストック・オプションの行使により発行される普通株式は34,000,000株(株式再構成の場合は調整される。)を超えないものとする。

4.4 代替報奨 ある事業体が当社又は子会社と合併又は統合した場合、あるいは、当社又は子会社がある事業体の財産又は株式を取得した場合、運営者は、かかる合併又は統合の前に、かかる事業体又はその子会社が付与したオプション又はその他の株式報奨若しくは株式型報奨の替わりとなる報奨を付与することができる。代替報奨は、本プランにおける報奨に対する制限に関わらず、運営者が適切とみなす諸条件により付与されることができる。代替報奨は全体株式上限数の算定には含まれず、(また、代替報奨の原資となる株式は、前述の本プランに基づく報奨に使用される株式数に追加されることもないが)、代替インセンティブ・ストック・オプションの行使により取得される株式は、本プランに基づくインセンティブ・ストック・オプションの行使により発行できる株式の最大数における算定の対象となる。また、当社又は子会社により取得される会社、あるいは当社又は子会社が結合する会社が、株主により承認されたが、かかる買収又は結合予定を考慮して採択されなかった先行プランに基づく利用可能な株式を有する場合、かかる先行プランの諸条件に基づく報奨の原資となる株式(かかる取引を反映して適切に調整がなされる。)は、本プランに基づき付与される報奨に対して利用することができ、本プランに基づく付与に関し授権されている株式数を減じることはないものとし、また、(疑義を避けるために、代替報奨を除く。)、かかる報奨の原資となる株式は、前述第4.2に規定されているとおり、本プランに基づく報奨に対し再度利用が可能となる。ただし、かかる利用可能な株式(又は前述の第4.2に従い、本プランに基づき発行が再度可能となる株式)が原資となる報奨は、先行プランの諸条件に従い、買収又は結合がない場合に付与が可能であったであろう日を超えて付与されることはできないものとし、かかる買収又は結合以前に当社又はその子会社の従業員又は取締役ではなかった個人に対してのみ付与されるものとする。

4.5 非従業員取締役の報酬 本プラン又は非従業員取締役の報酬に関する社内方針に矛盾する規定のある場合であっても、運営者は、本プランの制約に従い、時々において、被従業員取締役の報酬を設定することができる。運営者は、かかる全ての非従業員取締役の報酬について、その諸条件及び額にき、単独の裁量により、また、その経営上の判断に基づき、ときどきにおいて適切とみなす要因、状況及び判断材料を考慮に入れ、決定することができる。ただし、非従業員取締役としての業務に対する報酬として一暦年中に非従業員取締役に付与される一切の現金報酬、その他報酬及び価値(米国財務会計基準審議会(FASB)のASCトピック718又はその承継規定に基づき、付与日付で決定される。)の合計額は600,000ドルを上回ってはならないものとする。

第5条

ストック・オプション及び株式評価益受益権

5.1 総則 運営者は、運営者が定めるプランに矛盾しない諸条件に基づき、ストック・オプション又は株式評価益受益権を業務提供者に対し付与することができる。運営者は、オプション及び株式評価益受益権の対象となる株式の数、各オプション及び株式評価益受益権の行使価格、並びにオプション及び株式評価益受益権の行使に適用される諸条件及び制限について決定することができる。株式評価益受益権を付与された参加者(若しくは株式評価益受益権の行使を授けられたその他の者)は、プランの制限又は運営者の課す制限に従うことを条件とし、株式評価益受益権の行使可能部分の行使時に、株式評価益受益権の1株当たり行使価格に対する行使日における1株の公正市場価額の超過額と株式評価益受益権数の行使の対象となる株式数を乗じて算出した額を、現金、行使日における公正市場価額による株式、あるいは運営者の決定又は報奨契約の規定に基づき定めるこれら2つの組合せにより、当社から受領する権利を有する。

5.2 行使価格 運営者は、各オプション及び株式評価益受益権の行使価格を設定し、報奨契約において行使価格を明記するものとする。行使価格はオプション又は株式評価益受益権の付与日における公正市場価額の100%を下回らないものとする。

5.3 オプションの期間 各オプション又は株式評価益受益権は報奨契約に明記されている日時に行使可能となるものとする。ただし、オプション又は株式評価益受益権の期間は10年を超えないものとする。

5.4 行使

- (a) 行使手順 - オプション及び株式評価益受益権は、オプション又は株式評価益受益権を行使する権限を有する者が、当社が承認する(電子的又は電話による)様式及び方法による行使通知に署名又は認証した上でそれを当社に送ることで、また、適宜、(i)第5.5に明記された方法により行使されるオプションの対象となる株式数に対する行使価格及び()第9.5に明記されている該当する税の全額を適宜支払った上で、行使することができる。
- (b) 限定的自動行使 - 第5.4(a)に矛盾する規定のある場合であっても、権利が確定し行使可能となったオプション又は株式評価益受益権のうち、行使期間(又は、該当する場合、期間満了後の特別行使期間)の満了直前に未行使のオプション又は株式評価益受益権については、報奨契約に別段の定めのある場合を除き、()参加者が、オプション又は株式評価益受益権を受け取っており、()株式の公正市場価額が、1株当たり行使価格を上回る場合であって、() (A)かかるオプション又は株式評価益受益権が行使期間の最終日に未行使である場合、又は(B)参加者の死亡により、当該オプション又は株式評価益受益権が行使期間の最終日より前に終了する場合、かかる時点で参加者により行使されたものとみなされる。疑義を避けるため、行使期間後の特別行使期間の満了時に終了するオプション又は株式評価益受益権は、前文の()における行使期間最終日に未行使であるものとはみなされない。本5.4(b)に基づきオプション又は株式評価益受益権が行使される場合、当社は、行使されたとみなされるオプション又は株式評価益受益権の対象となる株式から、総購入価格及び源泉徴収税の支払に充当する株式を控除した数の株式を参加者に交付するものとする。当社が別段に定める場合を除き、オプション又は株式評価益受益権は、端株については行使できないものとする。

5.5 行使時の支払 運営者は、以下をはじめ、それらに制限されず、オプションの行使価格の支払方法(又は方法の組合せ)を決定するものとする。

- (a) 現金、小切手又は即時支払可能資金の振込による支払;ただし、これらの方法による支払は、以下のいずれかの方法が認められた場合、使用が制限される可能性がある。
- (b) 行使時に株式が公開市場で取引をされており、当社による別段の定めのない場合で、(A)参加者がオプションの行使により発行可能となる当該株式について当社が認めるブローカーに成行売り注文を出し、また、当該行使価格の支払に十分な資金を速やかに当社に対し提供しようブローカーが指示されたとする通知(当社が認める場合、電話を含む。)が届いた場合、又は、(B)現金、小切手又は即時支払可能資金の振込により、当該行使価格の支払に十分な額を速やかに当社に届けることを当社が認めるブローカーに求めた取消し不能で無条件の指示書を、参加者が当社に届ける場合。ただし、かかる額は、当社が求める時期に当社に支払われるものとする。
- (c) 運営者が認める場合、引渡日(又は運営者が定めるその他の日)における公正市場価額による参加者保有の(実質的又は証明による)株式の引渡し
- (d) 運営者が認める場合、行使日における公正市場価額によるオプションの行使により発行可能な株式の提供、又は、
- (e) 運営者が認める場合、約束手形又はその他合法的な対価の提供

5.6 インセンティブ・ストック・オプションに係る追加条件 運営者は、当社従業員、現在又は将来の親会社の従業員、あるいは、内国歳入法第424(e)又は(f)に定めるところの子会社の従業員、並びに、従業員が内国歳入法に基づきインセンティブ・ストック・オプションを受ける権利を有するその他事業体の従業員に対してのみ、インセンティブ・ストック・オプションを付与することができる。インセンティブ・ストック・オプションが10%を超える株主に付与される場合、行使価格は、オプションの付与日の公正市場価額の110%を下回らないものとし、オプションの期間は5年を超えないものとする。全てのインセンティブ・ストック・オプションは内国歳入法第422条に従い、また同条と矛盾することなく解釈されるものとする。インセンティブ・ストック・オプションの付与を受けるに当たり、参加者は、オプションに基づき取得された株式に関する、(i)オプション付与日から2年以内、又は(ii)かかる株式の参加者への譲渡から1年以内に行われた処分又はその他譲渡(支配権の変更に関するものを除く。)について、処分又はその他譲渡の行われた日付及び参加者がかかる処分その他譲渡において実現した現金、その他財産、負債その他対価の引受けによる金額を明記の上、当社に対し速やかに通知することに同意するものとする。当社又は運営者のいずれも、インセンティブ・ストック・オプションが内国歳入法第422条に基づく「インセンティブ・ストック・オプション」として適格性を有しないとされた場合、又は適格性を失った場合も、参加者又はその他当事者に対し責任を負わないものとする。財務省規則第1.422-4に基づき公正市場価額が100,000米ドルを超えることとなる株式について行使可能となるなど、何らかの理由で「インセンティブ・ストック・オプション」としての適格性を有しないとされたインセンティブ・ストック・オプション又はその一部は、非適格ストック・オプションとなる。

第6条

制限株式；制限株式ユニット

6.1 総則 運営者は、失権の場合の規定に従うことを条件に、あるいは、報奨契約において運営者が当該報奨について定める条件が当該制限期間未までに満たされない場合は、株式の全部又は一部を購入価格又はその他正式若しくは所定の価格で参加者から再購入できる当社の権利に従うことを条件に、制限株式又は制限株式の購入権を業務提供者に対し付与することができる。加えて、運営者は、報奨契約に規定された当該制限期間の権利確定条件及び失権条件に従うことを条件に、業務提供者に対し、制限株式ユニットを付与することができる。各制限株式及び制限株式ユニット報奨に関する報奨契約においては、運営者の決定に従い、本プランに矛盾しない諸条件が規定されるものとする。

6.2 制限株式

- (a) 配当金 運営者が承認し報奨契約において定められた制限に従うことを条件に、制限株式を保有する参加者は、かかる株式に関し支払われる通常の配当金一切について受領する権利を有するものとする。さらに、運営者による別段の定めのない限り、また、本段落の以下の規定に従うことを条件に、配当又は分配が、株式により支払われる場合、あるいは、通常の配当金以外による配当又は普通株式の保有者に対する現金又は財産による分配で構成される場合、株式又はその他の現金若しくは財産は、それら支払が行われた制限株式に対する規定と同様の譲渡制限及び失権に関する規定が課されるものとする。

本書に矛盾する規定のある場合であっても、業績に連動する権利確定条件の付された制限株式報奨に対する配当は累算され、関連する制限株式に課された権利確定条件に準じるものとする。かかる配当の一切は、当該制限株式の権利が確定次第、また失権不可が成立次第、あるいは報奨契約にそれ以降の日時が指定されている場合はその時点が到来次第、運営上可能な限り速やかに支払われるものとする。

- (b) 株券 当社は、参加者に対し、制限株式に関し発行された株券に無記名裏書の株式譲渡委任状を添え、エスクローとして当社(又はその被指名人)に預託することを求めることができる。

6.3 制限株式ユニット 運営者は、強制的に、又は参加者の選択により、制限株式ユニットの権利が確定後合理的に可能な限り速やかにその精算を行うか又は繰延べるかを定めることができる。

第7条

その他の報奨

7.1 総則 運営者は、パフォーマンス株式報奨、パフォーマンス・ボーナス報奨、配当同等物、又はその他株式若しくは現金報奨について、運営者の定めるプランと矛盾しない額及び諸条件に従うことを条件に、業務提供者に対し付与することができる。

7.2 パフォーマンス株式報奨 各パフォーマンス株式報奨は、株式数あるいは株式と等価のユニット及び/又は(株式の価格を含む)価値を示すユニットにより表示されるものとし、特定の日又はパフォーマンス期間における1つ又はそれ以上のパフォーマンス基準あるいは当社又は子会社に提供する業務等、運営者が適切とみなすその他特定の基準とリンクすることができる。かかる判断を行うに当たり、運営者は、(特定の報奨タイプに照らし適切とみなされるその他の要因の中でも)、特定の参加者の貢献度、責務及びその他の報酬を検討するものとする。

7.3 パフォーマンス・ボーナス報奨 本第7.3において付与されるボーナスを受領する権利は現金による表示とし、基本的には現金により支払われ(ただし、運営者の裁量により、株式又は現金と株式の組合せにより支払われることも可能である。)(以下、「パフォーマンス・ボーナス報奨」という。)、運営者の設定するパフォーマンス目標を達成した場合に支払われるものとし、特定の日又はパフォーマンス期間における1つ又はそれ以上のパフォーマンス基準あるいは当社又は子会社に提供する業務等、その他特定の基準と連動する。

7.4 配当同等物 運営者が定める場合、(ストック・オプション又は株式評価益受益権を除く)報奨には、参加者に配当同等物を受領する権利を設定することができる。配当同等物は現時点での支払でも、参加者の口座に入れることもできるが、現金又は株式で決済するものとし、配当同等物が付与される対象となる報奨の譲渡性及び失権規定に係る制限と同様の制限が課せられ、また、その他報奨契約のその他諸条件に準じるものとする。本書に矛盾する規定のある場合にもかかわらず、業績に連動して権利が確定する報奨に関連する配当同等物は、(i)(適用法により認められる限り)支払や貸記を行わないものとし、あるいは、(ii)積み立てられないものとし、関連する報奨に課される権利確定基準に準じるものとする。かかる配当同等物の一切は運営者が当該報奨契約において規定する日時に支払われるものとする。

7.5 その他の株式又は現金報奨 将来において交付される予定の株式を参加者が受領できるとする報奨を含め、また、年次報奨その他定期的若しくは長期的現金ボーナス報奨(特定の業績基準その他に基づくか否かを問わない。)を含め、本プランの条件及び制限に準じ、その他の株式又は現金報奨を参加者に付与することができる。その他の株式又は現金報奨はまた、独立した支払及び参加者が受領する権利のある報酬に代わる支払等、その他の報奨の精算における支払にも利用することができる。その他の株式又は現金報奨は、運営者の判断により、株式、現金又はその他の財産で支払うことができる。本プランの規定に従い、運営者は、各その他の株式又は現金報奨について、購入価格、業績目標(業績基準に基づくことができる。)、譲渡制限及び権利確定条件等の諸条件を決定するものとし、当該報奨契約に規定するものとする。

第8条

普通株式の変更に伴う調整及びその他の事象

8.1 エクイティの再編 運営者は、エクイティの再編に関し本第8条に矛盾する規定のある場合であっても、本プラン及び各未行使の報奨の条件について、エクイティの再編を反映させるために適正とみなされる以下を含む調整を公正に成すものとする。すなわち、(i)各未行使報奨の対象となる有価証券及び/又はかかる有価証券について付与することのできる報奨の数及び種類の調整(本第4条に規定される発行可能な株式の最大数及び種類に関する制限の調整を含むがそれに制限されない。);()未行使の報奨の諸条件(付与又は行使価格を含む。)及び未行使の報奨に含まれる業績目標その他基準の調整;並びに()参加者への新たな報奨の付与又は現金の支払。本第8.1に基づく調整は裁量によって成すものではなく、当該参加者及び当社を含めすべての当事者に対し最終的であり拘束力を持つものとするが、調整が公正なものであるかは運営者が判断するものとする。

8.2 企業取引 配当金又はその他の分配(現金、普通株式その他有価証券、又はその他の財産によるかを問わない。)、企業再編成、合併、統合、分割、スピノフ、結合、合同、再購入、資本再構成、清算、解散、あるいは、当社資産の全て又はほぼ全ての売却、譲渡、交換その他の処分、あるいは、当社の普通株式その他有価証券の売却又は交換、支配権の変更、当社普通株式その他有価証券を購入するワラントその他の権利の発行、その他類似する企業取引又は事象、当社又は当社の財務諸表に影響を及ぼすその他の通常ではない取引若しくは経常外取引又は事象、その他、適用法又

は会計指針の変更の場合、運営者は、適切とみなされる条件に則り、(x)本プランに基づき、又は本プランに基づき付与若しくは発行される報奨に関して、当社が意図する利益又は潜在的利益の希薄化又は拡大を防ぐため、(y)かかる取引又は事象を促すため、あるいは(z)適用法又は会計原則の変更を実施するために、運営者が適切とみなす場合はなんどきでも、報奨の諸条件に基づき、又は当該取引若しくは事象の発生前に講じる措置により(ただし、適用法又は会計原則の変更を実施するための措置は、かかる変更後の合理的な期間内に行うことができるものとする。)、自動的に又は参加者の要請により、以下(a)~(f)の1つ以上の措置を講じることをここに授權されるものとする。

- (a) 当該報奨の権利確定部分の行使若しくは精算、又は該当する場合、当該報奨の権利確定部分における参加者の権利の実現により取得されたであろう額と同価値の現金その他財産と引き換えに、当該報奨を取り消すこと。ただし、当該報奨の権利確定部分の行使若しくは精算、又は参加者の権利の実現により取得されたであろう額がゼロ以下である場合、当該報奨は支払なく終了することができる。
- (b) 本プラン又は当該報奨の規定に矛盾する場合があっても、当該報奨の権利を確定し、該当する場合、かかる報奨の対象となる株式について全て行使可能とすること
- (c) 当該報奨を承継会社/存続会社、又はその親会社/子会社が引き受けること、あるいは、承継会社/存続会社、又はその親会社/子会社の株式を原資とする報奨により代替すること。ただし、全ての場合において、運営者の判断により、株式の数及び種類について、及び/又は該当する行使価格又は購入価格について、適正に調整するものとする。
- (d) 未行使の報奨又は本プランに基づき付与される報奨の原資となる普通株式(又はその他有価証券若しくは財産)の数及び種類、及び/又は未行使報奨の諸条件(付与価格又は行使価格を含む。)及びその基準を調整すること
- (e) 当該報奨を運営者の選択する権利又は財産と取り替えること
- (f) 該当する事象後に、当該報奨を終了させること、また、権利確定、行使又は支払ができないとすること

8.3 運営上の休止 株式配当、株式分割、株式の結合若しくは交換、合併、統合又は株主に対する当社資産の分配(通常の現金配当を除く。)、その他当社普通株式又はその株価に影響を及ぼす通常ではない取引又は変更(資本再構成又は有価証券の発行その他同様の取引を含む。)が予定されている場合、あるいは、運営面の都合や、適用法の遵守を促すために、当社は、当該状況下において当社が合理的とみなす期間、1つ以上の報奨の行使又は精算の許可を拒否できるものとする。

8.4 総則 本プランにおいて、又は本プランに基づき運営者が講じる措置において特段の記載のある場合を除き、参加者は、いかなるクラスの株式の分割又は併合、配当金の支払、いかなるクラスの株式の数の増減、当社又はその他の会社の清算、合併、統合を起因とするいかなる権利も有さないものとする。前第8.1項又は本プランに基づく運営者の措置において資本再構成に関し特段の記載のある場合を除き、当社のいかなるクラスの株式の発行又はいかなるクラスの株式への転換証券の発行も、報奨の原資となる株式の数又は報奨の付与価格若しくは行使価格に影響を及ぼさないものとし、またそれらに関する調整も行わない。本プラン、報奨契約、かかる契約に基づき付与される報奨の存在により、()当社の資本構成又は事業の調整、資本再構成、企業再編成その他変更、()当社の合併、統合、スピンオフ、解散若しくは清算、又は当社資産の売却、あるいは()当該株式又は株式へ変換若しくは交換可能な証券に優先する権利を有する証券を含む証券の売却又は発行について、当社がそれらを行い又は許可する権利に影響を受けることはなく、また制限も課されないものとする。運営者は、参加者及び報奨(又はその一部)について、本第8条に基づき異なる対応を取ることができる。

第9条
報奨に関する規定

9.1 譲渡性 運営者が定める場合を除き、又はインセンティブ・ストック・オプション以外の報奨に関する報奨契約その他に記載のある場合を除き、報奨について、売却、割当、譲渡、担保への差し入れ、又は抵当権の設定(自発的又は法律の執行によるかを問わない。)を行うことはできない。ただし、遺言又は遺産及び遺産分配法による場合、あるいは、運営者の承認のある場合は家庭関係に係る法令に基づき、報奨は、参加者の生存中は参加者によってのみ行使されるものとする。参加者という場合は、文脈上適切な限りにおいて、運営者の認める被譲渡人を含むものとする。

9.2 文書化 各報奨は、運営者が定める書面又は電子版による報奨契約により証される。各報奨は、本プランの規定と矛盾しない条件を含むことができる。

9.3 裁量 本プランに別段の定めのある場合を除き、各報奨は単独で、あるいは、他の報奨に加え又はそれに関連して付与することができる。参加者に付与される各報奨の諸条件は同一である必要はなく、また運営者は、参加者又は報奨(若しくはその一部)について一様に取り扱わなければならないわけではない。

9.4 参加者の地位の変更 当社は、参加者の障害、死亡、退職、正規の休暇・休職その他、業務提供者としての参加者の地位の変更若しくはその可能性が報奨に及ぼす影響の内容について判断し、また、該当する場合は、参加者、参加者の法的代理人、管理者、後見人若しくは指定受益者が報奨に基づき行使する権利の範囲及びその期間について判断するものとする。適用法により別段の定めのある場合、又は、当社若しくは当社の書面による休暇規定により明示的に認められている場合を除き、参加者の休暇期間については、報奨の権利確定の算定上、業務期間とは認められないものとする。

9.5 源泉徴収税 参加者は、参加者の報奨に関連し法律により求められる税額を、納税義務の発生する事象日までに当社に支払うか、あるいは、かかる支払に十分な取決めを当社に対し提供しなければならない。当社は、最低法定控除率(又は会計上の影響や費用を考慮の上、当社が定めるその他の料率)に基づき、かかる納税義務を果たすに十分な額を、参加者に対する何らかの支払額から差し引くことができる。(ブラックアウト期間を含む)当社のインサイダー取引方針及び該当する報奨契約の諸条件に基づき、参加者は、納税義務について下記()~()の方法でその義務を果たすことができる。

- () 現金、即時支払可能資金の電信送金、当社を受取人とする小切手による支払い。ただし、当社はこれらの手段について、(ii)以下の手段が可能な場合は、使用を制限することができる。
- () 運営者が認める場合、支払の全部又はその一部を株式の引き渡しにより行い、価格は引渡日(又は運営者の定めるその他の日)における公正市場価値に基づくものとする。かかる株式については、証明書による引渡し及び課税対象の報奨から株式を確保する場合も含むものとする。
- () 当社による別段の定めのない限り、納税義務が履行される時点で株式の公開市場がある場合、(A)報奨の行使により発行可能な株式について、参加者が、当社の認めるブローカーに売り注文を出し、また、かかる参加者の納税義務を履行するに十分な資金を即座に当社に引き渡すことをブローカーが指示されたことを示す通知の受渡し(当社が認める場合は電話を含む。)を行うか、又は(B)源泉徴収税を満たす額を、現金、小切手又は即時支払可能資金の電信送金により即座に当社に渡すように指示した、ブローカーに対する、当社が納得する形での取消し不能で無条件の指示書のコピーを参加者が当社に渡すことによる。ただし、かかる額は、当社が定める時期に支払われるものとする。
- () 運営者の認める場合、約束手形又はその他正当な対価の引渡し
- () 運営者の認める前述の支払形式の組合せによる支払い

納税義務が履行される時点で株式の公開市場があり、課税対象の報奨から株式を確保することにより前述の()により源泉徴収による納税義務を充たす場合、当社は、当該目的のために当社の条件に合うと判断したブローカーに対し、当該参加者のためにその確保された株式の一部又は全部を売却し、かかる売却の手取金を当社又はその指定する者に対し送金するよう指示することを選択できるものとし、また、各参加者は、プランに基づく報奨を受諾することにより、本文に記載される取引を完了することを当社に授權しており、またブローカーに対し指示し授權しているものとする。

9.6 報奨の改正；価格改定の禁止 運営者は、未行使の報奨について、同じ種類又は異なる種類の報奨と代替する、行使日又は精算日を変更する、インセンティブ・ストック・オプションを非適格ストック・オプションに変更する、未行使の報奨を現金で精算することを含め、改正、修正、終了することができる。以下の場合を除き、かかる行為には参加者の同意が必要となる。

- () 改正、修正又は終了の日現在、かかる行為が、その関連する行為を考慮に入れた場合でも、報奨に基づく経済的利益に重大な悪影響を及ぼさない場合、又は
- () 変更が本第8条又は10.5若しくは10.6で認められている場合。

8.1及び8.2に基づく場合を除き、運営者は、当社株主の承認を経ることなく次の(a)~(c)を行ってはならないものとする。すなわち、(a)オプション又は株式評価益受益権の1株当たり行使価格を付与後に低下せしめること、(b)オプション又は株式評価益受益権の1株当たり行使価格が公正市場価格を上回る場合、かかるオプション又は株式評価益受益権を現金又は他の報奨と交換することで、解約すること、あるいは(c)当該株式が取引されている米国の主要株式取引所の諸規則に照らし価格改定とみなされると当社が判断するオプション又は株式評価益受益権に関するその他の行為をなすこと。

9.7 株式引渡しの諸条件 当社は本プランに基づきいかなる株式の引渡しについても、また、本プランに基づき、以前引き渡された株式に対する制限を外すことについても、以下()~()の時期までは、その義務を負うものではない。すなわち、

- () 報奨の全条件が当社にとり十分に充たされ、又は除去される時
- () 適用される有価証券法並びに株式取引所法又は株式市場法を含め、当該株式の発行と引渡しに関する法律上の事項が全て満たされたと当社が判断した時
- () 当社が必要で望ましいと考える許可が当局から得られた時
- () 適用法を充たすために必要又は適切と当社がみなす表明又は合意を参加者が当社に対しなし提供した時

当社の法律顧問が本プランに基づく株式の正当な発行と売却に必要とみなす権限を、当社が当局から取得できない場合又は維持できない場合、あるいは権限の取得又は維持が実行不可能である場合、当社が必要な権限を取得できない株式の発行及び売却をできなかったことについて当社が責任を負うものではなく、また、かかる株式に関連する報奨について、参加者に対し有償又は無償を問わず、運営者が改正又は解約することができる状況を構成するものとする。

9.8 報奨の前倒し 運営者は、なんどきでも、一部又は全部の制限又は条件を課すことなく、報奨の権利を即時に確定し、全て又は一部を行使可能とすることができ、あるいは、全て又は一部を実現可能とすることができる。

9.9 端株 端株を発行することはできない。また当社はその単独で絶対的な裁量権により、端株に代えて現金を付与すること、又は、かかる端株を切り下げることの是非について、判断するものとする。

第10条 雑則

10.1 雇用その他の地位に関する権利の不存在 なんびとも、報奨の付与を請求することはできず、報奨を付与される権利を有するものではなく、また、報奨の付与が、参加者に雇用継続の権利その他当社又は子会社とのいかなる関係の継続の権利を与えると解釈されるものでもない。当社及び子会社はなんどきでも、参加者を解雇し、又は参加者との関係を終了する権利を明示的に留保しており、報奨契約に明確に規定されている場合を除き、本プランに基づく責任を負わず又は請求を受けないものとする。

10.2 株主権の不存在；株券 報奨契約に従うことを条件に、いかなる参加者又は指定受益者も、報奨に基づき引き渡される株式に関し、かかる株式の登録株主となるまで株主としての権利を有さないものとする。本プランのその他の規定にもかかわらず、当社による別段の定めのない限り、あるいは、適用法の規定のない限り、当社は報奨に関連して発行される株式を証する株券を参加者に引き渡すことを求められることはなく、かかる株式を当社の登記簿（又は該当する場合、名義書換代理人若しくは株式プランの運営者）の登記簿に登録することができる。当社は、株券又は振替口座簿に、株式に適用される制限（制限株式に適用される制限を含むが、それに限定されない。）に言及する説明を載せることができる。

10.3 効力発生日及びプランの期間 本プランは、当社の株主の承認を受けた日（以下「効力発生日」という。）をもって発効する。本プランは効力発生日の10年目の応当日に失効し、それ以降、本プランに基づき報奨を付与することは

できないが、以前に付与された報奨の期間はかかる期日を超えることができ、本プラン及び適用される報奨契約の諸条件に基づき、効力を持ち続けるものとする。本プランが当社株主に承認されない場合、その効力は発生せず、本プランに基づき報奨が付与されることはなく、以前のプランがその条件に従い効力を持ち続けるものとする。

10.4 プランの改正 取締役会又はその報酬委員会は、なんどきでも、また時々において、本プランを改正、中断又は終了することができるものとする。ただし、(a)適用法に準じ株主の承認を必要とする改正は、取締役会及び当社株主の承認がなければ効力を有さないものとし、また、(b)全体の株式の上限数を増加する場合をのぞき、いかなる改正も、対象となる参加者の同意のない限り、当該改正日現在有効な報奨に基づき得られる経済的利益に重大な悪影響を及ぼしてはならないものとする。プランの中断期間中又はプラン終了後は、プランに基づき報奨を付与することはできない。プランの中断中又は終了後に未行使の報奨は、かかる中断又は終了前に効力を有していたと同じように、本プラン及び報奨契約により引き続き管理される。取締役会は、いかなるプランの改正についても、適用法に準じるために必要とされる株主承認を得るものとする。

10.5 米国外の参加者に関する規定 運営者は、米国外において勤務又は居住する米国民以外の参加者に対し付与された報奨について修正することができ、あるいは、税務、有価証券、通貨、従業員給付又はその他の事項に関する米国外の法域における法規制又は慣習の違いに対処するため、本プランのサブプラン又は手順を設定することができる。

10.6 内国歳入法第409A

- (a) 総則 当社は、税務上の悪影響、利息又は罰則が第409A条に基づき適用されることのないよう、全報奨を第409A条に準じ、あるいはその適用から免除されるべく組立てている。本プラン又は報奨契約に矛盾する規定のある場合であっても、運営者は、参加者の同意なく、本プラン又は報奨を改正し、方針及び手順を採用し、あるいは、その他、(A)プラン又は報奨に第409A条が適用されないようにするための措置、又は、(B) (報奨の付与日以降に発令される法規制、コンプライアンス・プログラムその他解釈的権限を含め)第409条に準ずるための措置を講じることができる。当社は、第409A条その他に基づく報奨の税務上の措置について、いかなる表明又は保証も行わない。当社は、報奨に関する第409A条に基づく課税、罰則又は利息について、これらを守るためのいかなる義務も本10.6その他に基づき負うものではなく、また、報奨、報酬その他本プランに基づく給付が第409A条の目的上、不適合の「非適格繰延報酬」と判断され、課税、罰則又は利息の対象となった場合でも、当社は参加者又はその他何びとに対しても責任を負わないものとする。
- (b) 雇用からの離脱 第409A条に基づき、報奨が「非適格繰延報酬」の性質を有する場合、参加者の「雇用の終了時」におけるかかる報奨の支払又は精算は、第409A条に基づく課税を避けるために必要な限りにおいて、「雇用からの離脱」が、参加者の「雇用の終了」時又はその後発生するものであるか否かを問わず、参加者の「雇用からの離脱(第409A条における意味を有する。)」をもってのみなされるものとする。かかる支払又は給付に関連し、本プラン又は報奨契約の目的において、「終了」、「雇用の終了」又は同様の用語は、「雇用からの離脱」を意味する。
- (c) 特定従業員に対する支払 本プラン又は報奨契約に矛盾する規定のある場合であっても、(第409A条の定義する、また当社の判断による)「特定従業員」に対し、その「雇用からの離脱」により、報奨に基づき支払わなければならない「非適格繰延報酬」は、第409A条(a)(2)(B)(i)による課税を避けるために必要な場合、かかる「雇用からの離脱」直後から6ヶ月間(又は、特定従業員が死亡した日が早い場合はかかる日まで)支払いが延期され、(報奨契約に規定されているとおり)かかる6ヶ月経過直後の日又はその後運営上可能な限り速やかに、(無利息で)支払われるものとする。かかる報奨に基づき、参加者の「雇用からの離脱」後6ヶ月後以降に支払われる「非適格繰延報酬」は、通常の支払いスケジュールにより支払われるものとする。

10.7 証券取引所法第16条の「個人」に適用される制限 本プランのその他の規定に関わらず、本プラン及びその時点で証券取引所法第16条の対象となる参加者に付与される報奨は、同第16条(証券取引所法規則第16b-3への修正又はその承継規則を含む。)に基づき適用される免除規則に規定されている追加的制限の適用対象となるものとする。適用法において認められる場合、本プラン及び本プランに基づき付与される報奨は、適用されるかかる免除規則に準じるために必要な範囲において修正されているとみなされるものとする。

10.8 賠償責任の限定 本プランのその他の規定にもかかわらず、取締役、役員その他当社又は子会社の従業員として行為するいかなる個人も、クレーム、損失、損害賠償責任又は本プラン若しくは報奨に関連して発生した費用について、参加者、元参加者、配偶者、実質的受益者その他の者に対し、責任を負わないものとし、また、運営者、取締役、役員その他当社又は子会社の従業員である者は、かかる個人がその職能において締結した契約その他の文書を理由としてプランに関し個人的に責任を負うことはないものとする。当社は、本プランの運営又は解釈に関連し義務又は権限を付与又は委任された各取締役、役員その他当社又は子会社の従業員に対し、本プランに関連する作為又は不作為により発生する(弁護士費用を含む)一切の費用若しくは経費又は(当社が承認したクレームの和解費用を含む)賠償責任について、これらが、かかる者の自らの虚偽行為又は不誠実により発生した場合を除き、これを補償し、損害を受けないことを補償する。ただし、かかる個人は、自らが、自らのために対処し弁護を試みる前に、当社に対し、その費用負担により、対処しかかる者を弁護する機会を与えるものとする。

10.9 データ・プライバシー 報奨を受ける条件として、各参加者は、本項に規定されている個人データを、当社及びその子会社並びに関連会社が、当該参加者の本プランへの参加を実施し、運営し管理するという専らの目的において電磁的その他の方法で収集、使用、転送することに、明示的また明確に同意するものとする。当社及びその子会社並びに関連会社は、参加者について、氏名、住所及び電話番号；生年月日；社会保障番号、保険番号その他個人識別番号；給料；国籍；肩書；保有する当社又はその子会社及び関連会社の株式；報奨の詳細(以下「データ」という。)を含め、参加者に関する特定の個人情報を、本プラン及び報奨の実施、管理及び運営のために、保有することができる。当社及びその子会社並びに関連会社は、参加者の本プランへの参加を実施し、運営し管理するために必要なデータを、互い間で転送することができ、また当社及びその子会社並びに関連会社は、プランの実施、運営、管理について当社を支援する第三者に対しかかるデータを転送することができる。かかるデータの受領者は、参加者の国又はその他の国に在する可能性があるが、参加者の国が受領者の国とは異なるデータ・プライバシー法やデータ・プライバシー保護策を有する可能性がある。報奨を受諾することにより、各参加者は、その本プランへの参加を実施、運営及び管理するために、かかる受領者に対し、当社又は参加者が株式の保管のために選択したブローカー又はその他第三者に対する必要なデータの転送を含め、電磁的その他の方法で、データを受領し、所有し、使用し、保持しまた転送することを許可するものである。当社は、本プランへの参加者の参加資格を取り消すことができ、またその単独の裁量権により、参加者は、本第10.0の同意を参加者が拒否又は撤回する場合、未行使の報奨について失権する場合がある。

10.10 可分性 本プランの一部又は本プランに基づきなされる行為が不法とみなされ、或いは、何らかの理由で無効とみなされる場合も、かかる不法性又は無効性が本プランのその他の部分に影響を及ぼすことはなく、本プランは、不法又は無効な規定が排除されたものとして解釈され実施されるものとし、不法又は無効な行為は無効となる。

10.11 管理文書 プランと報奨契約その他参加者と当社(または子会社)との間に交わされた文書に矛盾のある場合、当該報奨契約その他の文書が運営者により承認され本プランの特定の規定が適用されない旨明確に定められていない限り、本プランが支配する。

10.12 準拠法 本プラン及び全ての報奨は、デラウェア州以外の法域の法律の適用を求めるデラウェア州又はその他の州の法選択の原則に関わらず、デラウェア州の法律により支配され、それに従って解釈される。

10.13 クローバック規定 (参加者が報奨の受領又は行使により、あるいは、報奨の原資となる株式の受領又は転売により実際に又は構造上受領する手取金、利益又はその他経済的利益の総額を含む)全ての報奨は、インセンティブ報酬の払戻しについて規定する適用法又は当社の原則に準拠するために必要とされる限りにおいて、当社による取戻しの対象となる。

10.14 タイトル及び見出し 本プランのタイトル及び見出しは参照用であり、プランの内容と矛盾する場合は、タイトルや見出しではなく、プランの内容が支配する。

10.15 適用法の遵守 本プランは、必要な限り適応法を遵守するよう意図されていることを参加者は認識するものである。本プランに矛盾する規定のある場合であっても、本プラン及び全報奨は適用法に準拠することを意図した方法によってのみ管理される。適用法において認められる限り、本プラン及び全報奨契約は適用法を遵守する上で必要な場合修正されるものとみなされる。

10.16 他の給付との関係 年金、退職金、貯蓄、利益分配、団体保険、厚生その他当社又は子会社の給付プランに基づく給付金の決定において、本プランに基づく支払額は考慮に入れないものとする。ただし、その他のプラン又はかかるプランに基づく契約において明確に記載のある場合を除く。

10.17 ブローカーを介した売却 第9.5の最終文において支払うべきとされる額を含め、本プラン又は報奨に基づき、またそれらに関連し、参加者が支払うべき額について、ブローカーを介して株式を売却する場合、(a)ブローカーを介して売却される株式は、支払期日到来の初日、又はその後可能な限り速やかに売却されるものとし、(b)かかる株式は、本プランの他の参加者とのブロック・トレードの一部として売却され、全参加者が平均価格を受領し、(c)当該参加者はブローカー・フィー全額その他売却費用について責任を負い、また、報奨を受領することにより、各参加者はかかる売却に関連した損失、費用、損害、経費について当社を補償し、損害を受けまいようこれを補償するものとし、(d)当社又はその指定人が、支払われるべき金額を超えて売却手取金を受領する場合、当社はかかる超過金を、可能な限り速やかに当該参加者に対し、現金で支払い、(e)当社及びその指定人は、かかる売却について特定の価格で売却することを調整する責任を負わず、また(f)かかる売却手取金が、参加者の債務を充たすに不十分な額となった場合、当該参加者は、その債務の残余部分の支払に十分な現金について、要求のあった場合速やかに、当社又はその指定人に対し支払うものとする。

10.18 内国歳入法第162(m) 報奨の制限

- (a) 各人への報奨の上限 本プランに矛盾する規定のある場合であっても、また、本第8条に規定される調整を条件とし、()一暦年中に各人に付与されるオプション及び株式評価益受益権の総数の上限を500,000株とすること、()制限株式、制限株式ユニット、パフォーマンス株式、又は現金報奨について、業績連動型報酬とみなされ、株式数で表記される全報奨に関し稼得されることのできる株式の上限を一暦年につき500,000株とし、また、()業績連動型ボーナス報奨により、(現金、株式又はその組合せにより)支払われる総額は、一暦年中1人当たり10,000,000ドルとする。ただし、株式建ての1つ以上の報奨に関し、当社の一暦年中、いかなる者に対しても、全体株式上限数を超えて付与されることはないものとする。内国歳入法第162(m)において求められる場合、キャンセルされる報奨の原資となる株式は前述の報奨上限数に継続して含まれるものとする。本第10.18(a)において、報奨の原資となる各株式(全額報奨を含む。)は、特定の上限数の算定において1株として数えられる。参加者が当社及び/又はその子会社での勤務を開始した暦年中については、全体株式上限数を除き、本項に規定される各上限数に2を乗じた数字をかかる参加者に付与される報奨についての上限数とする。
- (b) 委員会の構成 業績連動型報酬として適格であることを意図されている報奨の場合、内国歳入法第162(m)の意味における「社外取締役」である取締役2名以上によってのみ構成される委員会を、かかる報奨の運営者とする。ただし、委員会の構成員が内国歳入法第162(m)の意味における「社外取締役」の条件を満たさないとされた場合でも、当該委員会により付与された報奨が本プランにおいて有効に付与されたものである場合、無効となることはない。
- (c) 業績連動型報酬 運営者は、その単独の裁量により、報奨の付与时又はその後、かかる報奨が業績連動型報酬として適格であることを意図されたものかを決定することができる。疑義を避けるため、本プランにおいて、運営者は、報奨が業績連動型報酬を構成するような方法で報奨を組み立てることを求められることはなく、その単独の裁量により、業績連動型報酬を意図しない報奨を自由に付与することができるものとする。本プランのその他の規定にもかかわらず、また運営者による別段の取決めがある場合を除き、業績連動型報酬として適格であることを意図されているいかなる報奨も、内国歳入法第162(m)に規定される業績連動型報酬として適格であるために必要とされる追加制限の適用を受けるとし、また、本プラン及び当該報奨契約は、かかる要件に従うために必要な限りにおいて修正されているとみなされる。さらに、業績連動型報酬として適格であることを意図された制限株式報奨、制限株式ユニット報奨、パフォーマンス株式報奨、業績連動型ボーナス報奨その他株式又は現金報奨は、以下の規定に従うものとするが、本プラン又は報奨契約に矛盾する規定のある場合は、かかる規定が適用されるものとする。
- () 内国歳入法第162(m)(4)(c)の条件に従う上で必要な限りにおいて、運営者は、業績連動期間の開始90日後まで、又は特定の会計期間若しくは勤続期間(あるいは内国歳入法第162(m)により求められる場合それより早い期日)までに、書面により、(a)かかる報奨を受領する参加者を指定し、(b)当該業績連動期間に適用される業績基準(かかる業績基準は、業績基準の定義において規定された特定の業績目標に限定され

る。)を選択し、(c)業績目標(及び除外項目)、並びに、該当する場合は業績基準に基づき当該業績期間中に稼得される可能性のある報奨の額を設定し、(d)業績基準並びに業績目標及び、該当する場合は、当該業績期間に参加者が稼得する報奨額の関係について明確にするものとする。

- () 各業績期間の終了後、運営者は書面により、当該業績期間中に業績目標が達成されたか、またその達成度について証明するものとする。当該報奨に基づき稼得される額を決定するに当たり、運営者は、当該業績期間における個人の業績又は会社の業績の評価を含め、運営者が適切とみなす追加要因を考慮に入れるため、一定の業績レベルにおいて支払われる額を削減又は除去(ただし増加ではない。)する権利を有する。
- () 付与時における運営者による特段の規定がない限り、参加者に支払われる業績連動型報酬として意図される報奨に関する業績基準は、適用会計基準に基づき決定される。この目的における「適用会計基準」とは、米国において一般に認められた会計原則、国際会計基準又はその他米国の連邦取引所法に基づく会計原則若しくは基準を意味する。
- (iv) 本プランの第8条又はその他の条項に規定される調整又は措置も、かかる調整又は措置により、当該報奨が業績連動型報酬として適格ではなくなるような場合は認められないものとする。ただし、運営者が当該報奨が業績連動型報酬として適格とされるべきではないと判断する場合を除く。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項なし。

第2【統合財務情報】

該当事項なし。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項なし。

第三部【追完情報】

1 外国会社報告書の提出日以後に生じた重要な事象

以下は、当該期間中の重要な後発事象である。

2017年に完了した買収

2017年10月、3Mは、ノースカロライナ州モンローに本社を置くスコット・セーフティ内の法人及び関連資産の、ジョンソン・コントロールからの買収を現金20億米ドル(取得現金控除後)で完了した。本事業は、2016年に約570百万米ドルの収益があった。買収した事業の資産合計及び純売上高はいずれも、2017年12月31日現在及び同日に終了した1年間の3Mの関連する連結財務書類の金額の1%未満であった。

2017年に完了した事業売却

2017年5月、3Mは、ジェムアルトN.Vへのアイデンティティ管理事業の支配権の関連する売却又は譲渡を完了した。本事業は、2016年に約205百万米ドルの売上高があった。2017年6月、3Mはまた、ネオロジー・インクへの、年間売上高約40百万米ドルの通行料徴収及び自動ライセンス/ナンバープレート認識事業の売却も完了した。3Mは、833百万米ドル(売却現金控除後で809百万米ドル)の手取金を受領し、これらの2つの事業売却の結果として税引前利益458百万米ドルを反映し、これは、当社のセーフティ&グラフィックス事業内で計上された。

2017年10月、3Mは、電子監視事業を関係会社であるアバックス・パートナーズに売却した。本事業の年間売上高は約95百万米ドルであった。3Mは、売却代金201百万米ドル(売却現金控除後)を受領し、この事業売却の結果として2017年第4四半期に税引前利益98百万米ドルを反映し、これは当社のセーフティ&グラフィックス事業内で計上された。

2017年に発表され、2018年に完了した事業売却

2017年12月、3Mは、実質的にすべての通信市場部門を、完了及びその他調整を条件として、コーニング・インコーポレイテッドに900百万米ドルで売却することに合意した。本事業の年間売上高は約400百万米ドルであった。本売却は、2018年に完了することが予想されており、関連する労使協議会との協議又は情報要件及び通例の完了条件及び規制上の承認を条件とする。3Mは、この事業売却の結果として税引前利益約500百万米ドルを予想しており、これは、当社のエレクトロニクス&エネルギー事業内で計上される。

米国税制改正法の成立に対する影響

米国税制改正法(The Tax Cuts and Jobs Act)(以下「改正法」という。)が2017年12月に成立した。特に、改正法は、2018年以降米国の連邦法人税率を35%から21%に引き下げ、以前は税が繰り延べられていた外国子会社の従来未送金の収益に対して1回限りの移行税を支払うことを法人に求め、一定の海外源泉収益に対する新しい税を創設する。

改正法成立の影響についての3Mの最初の分析に関連して、当社は、2017年第4四半期に762百万米ドルの税費用純額を計上した。追加のテクニカル及び解釈ガイダンスを含めた、以下にさらに詳細に説明される様々な理由により、3Mは、一定の要素の改正法について所得税の影響の会計処理をまだ完了していない。しかし、以下に関しては、3Mは、改正法の影響の合理的な見積もりを行うことができ、そのため引当金額を計上した：

移行税：移行税は、当社の一定の外国子会社の以前は非課税であった累積及び当期末配当利益（E&P）に対する税である。3Mは、移行税の合理的な見積もりを行うことができ、2017年第4四半期に暫定的な債務及び追加の所得税費用745百万米ドルを計上した。しかし、当社はさらなる情報収集を続けており、さらにテクニカル・ガイダンスを検討して移行税の金額をより正確に算出及び計上していく。この金額は、3Mが、以前は米国連邦税制から繰り延べられていた1986年以降の外国E&Pの計算を最終化し、現金又はその他特定資産として保有する金額を最終化した際に変動する可能性がある。改正法の移行税は2018年から8年間に渡って支払う。2017年12月31日現在、3Mは、当期末払所得税に122百万ドル、長期未払所得税に623百万ドルを反映した。

繰延税金資産/負債及びその他影響の再測定：3Mは、改正法では原則21%である、将来反転すると予想される税率に基づいて一定の繰延税金資産及び負債を再測定した。3Mは依然、改正法の一定の側面を分析し、追加のテクニカル・ガイダンスを検討し、その計算を改良しており、これにより、これらの残高の測定が影響を受ける可能性があり、新しい繰延税金金額が生じる可能性がある。これには、繰延税金資産/負債に対する改正法における低税率国外無形資産所得（GILTI）条項の潜在的な影響が含まれる。3Mはまた、2017年の改正法成立のその他の影響も検討しており、これには当社の無期限再投資に関する主張の影響が含まれるがこれに限られない。改正法の内在する税率の全面的な影響により、一定の法域に関する以前の無期限再投資に関する主張の再評価がなされる。3Mは、これらの影響について合理的な見積もりを行うことができたが、これは改正法に関連するその他の分析により影響を受ける可能性があり、これには繰延外国収益に対する移行税の計算が含まれるがこれに限られない。繰延税金資産/負債及びその他影響に関連して2017年第4四半期に計上された暫定金額は、追加の所得税費用純額の17百万米ドルであった。

3Mは、改正法におけるGILTI条項に関する完全な分析を完了しておらず、その関連する影響についてまだ合理的に見積もることができない。そのため、GILTIに関する暫定的な調整は計上されなかった。現在、3Mは、GILTIとして反転することが予想されるベースス差異について繰延税金を認識するか、又はGILTIが生じた場合その時点で期間費用として計上するかについての方針をまだ選択していない。3Mは、改正法のその他の要素について認識しておらず、それらについては当社はまだ制定の影響の合理的な見積もりを行うことができず、改正法の前に有効であった税法に基づきASC740に従って会計計上を続ける。

さらなる詳細については、2018年2月8日に提出された3Mの2017年の10-Kを参照されたい。

2 外国会社報告書の提出日以後の資本金の増減

年月日	資本金(普通株式及び払込剰余金)	
	増減額	残高
2016年12月31日	270百万米ドル	5,070百万米ドル
2017年12月31日	291百万米ドル	5,361百万米ドル

3 外国会社報告書の提出日以降における事業等のリスクに関する変更

以下に掲げる議論は、当社にとって最も重大であると考えられるリスク要因について注意を喚起するものである。

- * 当社の業績は、世界の経済状況、政治状況及び資本市場の状況の影響と変化により影響を受ける。当社は70を超える国々で事業を営んでおり、収益の約60%を米国以外から得ている。当社の事業は世界において競争しなければならず、地政学的なリスクを孕んでおり、また、特定の国・地域又は当社が事業を展開する様々な産業における、経済成長の鈍化、金融市場の混乱、局部的若しくは広範にわたる景気後退、インフレ、失業率の上昇、緩慢若しくは不均等な景気の回復、政府の赤字削減その他緊縮財政政策；特定の国・地域における社会状況、政治状況又は労働状況；当社や顧客及びサプライヤーの事業に影響を及ぼす自然災害その他の災害又は気候変動等；当社が事業を営む様々な法域における資金の調達状況やコスト、金利、税率、税法、又は為替規制、利益の本国送金その他法規定における好ましくない変更など、米国内外において当社の支配が及ばない様々な要因から悪影響を受ける可能性がある。
- * 当社の信用格付に変更があった場合、資金調達コストが増加する可能性がある。当社の信用格付は、3Mの資金調達コストにとって重要である。主要格付機関は定期的に当社の信用プロフィールを評価しており、3Mの債務についてランク付をしている。かかる評価は、財務状態の健全性、事業及び財務面でのリスク、格付機関に対する透

明性、適時の財務報告など、数多くの要因に基づいている。当社は現在、スタンダード・アンド・プアーズ社からは「AA-」（見通しは安定的）を、ムーディーズ・インベスターズ・サービスからは「A1」（見通しは安定的）の信用格付を取得している。こうした格付により、3Mの借入コストは低い水準に抑えられ、数多くの貸し手からの資金調達が可能となっている。当社の資本構成にさらにレバレッジを加えることにより、将来における3Mの格付が変わる可能性がある。健全な投資格付水準を維持することが出来なかった場合は、当社の資金調達コスト、流動性、資本市場へのアクセスに悪影響が及ぶ可能性がある。

- * 当社の業績は競合的状況と顧客の好みにより影響を受ける。収益と利益率に影響を及ぼす当社の製品に対する需要は、(i) 競合製品の開発と発売時期、(ii) 競争力を維持するための値下げへの当社の対応、(iii) 顧客の在庫維持水準の変更、公表された価格変更に影響される顧客の購入時期の変更等の顧客の注文パターンの変化、当社のインセンティブ・プログラムの変更、又はインセンティブ目標を達成する顧客の能力、並びに(iv) 当社の競合企業が提供する製品の成功を含む、当社の製品に対する顧客の嗜好の変化及び当社の製品の一部についての需要に影響する顧客の製品デザインの変更により影響を受ける。
- * 外貨換算レート及びその変動は、売上高や収益の予想成長率の達成に影響を及ぼすことがある。当社の財務書類はドル建てであり、収益の約60%を米国以外から得ているため、外国通貨に対する著しい米ドル高は、売上高と収益の予想成長率の達成に悪影響を及ぼす可能性がある。
- * 当社の成長目標は、当社が新製品の流通ルートを継続的に更新すること及びこれらの製品を市場に送り出す能力を含め、新製品の提供の時期及び新製品に対する市場の受容に大きく左右される。これらの能力は、商品として生き残れる新製品の見極めが出来ない、適切な知的所有権保護の取得が出来ない、新製品が市場に受容されない、といった製品開発の困難性又は遅れにより悪影響を受けることがある。新製品が商業的に成功するとの保証はない。
- * 当社の将来の業績は、不足、需要増、供給中止、為替リスク、天災及びその他の要因による購入部品、化合物、原材料並びに石油、天然ガス及びその派生品を含むエネルギーの原価及び入手可能性に左右される。当社は、製品の製造用に他から供給される様々な部品、化合物、原材料及びエネルギー(石油、天然ガス及びその派生品を含む)に依存しているが、自然その他の災害並びに他の事由により仕入業者との関係が中断又は将来終了することがあり得る。適切な供給が継続的に中断される場合、当社に重大な悪影響が及ぶことがある。さらに、当社は部品及び材料の価格変動を最小限に留める措置をとっているものの、価格変動を当社が成功裏に統制出来るという保証はなく、また、将来の価格変動又は不足が当社に重大な悪影響を及ぼさないとの保証もない。
- * ポートフォリオの管理及びその他の事業戦略、並びに見込まれる組織再編による買収、戦略的提携、事業売却、及びその他の異常事象により、将来の業績は影響を受ける可能性がある。当社は、事業構成と組織構造を監視し、買収、戦略的提携、事業売却及び組織構造の変更を行なって来たが、今後もこれらを継続して行うことがある。事業買収に関しては、将来の業績は取得事業の迅速な統合と予想されたシナジー効果の実現についての当社の力量に影響を受ける。
- * 生産性の向上が予想を下回った場合、将来の業績はその影響を受けることが考えられる。当社は、リーン・シックス・シグマ等、様々な手段を駆使してグローバル事業の転換に取り組んでいる。事業の転換とは、顧客に対しよりスピーディ且つ効率的に対応しつつ、経営効率と生産性の向上を図るため、全社に亘りプロセスや社内外のサービス体制を見直し、より効率的な事業モデルへ移行することと定義される。かかる移行は、全世界において数年にわたり実施中であるエンタープライズ・リソース・プランニング(ERP)システムの段階的实施により可能となるものである。しかしながら、予想される生産性の向上が全て実現するとの保証はない。
- * 当社は、事業転換の一環として、今後数年間にわたり全世界で展開予定であるERPシステムの段階的实施を含め、事業を行っていく上で情報技術システムを活用している。セキュリティ違反その他当社のITインフラ障害により事業に支障が出ることで、当社や顧客、サプライヤー、従業員の機密情報が漏洩し損害賠償のリスクを負うこととなり、当社の事業や信用が損なわれる可能性がある。当社の通常の事業において、電子情報を処理、送信、保存し、また、様々な業務処理と活動を管理、サポートして行く上で、ITネットワークとシステムは不可欠であるが、その一部は第三者が管理している。さらに、当社は、事業上の専有情報をはじめとするデータを収集しており、事業の過程において、プライバシー及びセキュリティに関わる法規制や顧客の管理統制の適用を受ける秘密

情報や個人情報を知り得る可能性がある。当社では、（従業員や第三者に対するトレーニング、ネットワーク及びシステムのモニタリング、パッチ、メンテナンス、並びにシステム及びデータのバックアップを含む）サイバーセキュリティ対策を講じているものの、ハッカーの攻撃、セキュリティ違反、従業員によるエラーや不正行為、停電、コンピュータウィルス、通信設備や共益設備の障害、システム障害、サービスプロバイダー若しくはクラウドプロバイダーの違反、自然災害や大惨事に起因する損害、混乱、シャットダウンに対し、当社のITネットワーク及びインフラが依然脆弱である可能性がある。かかる脆弱性が長期間、時には数年間、検知されないままとなる可能性もある。当社のITネットワーク及びITインフラには、これまでも、また今後も、かかる脅威が存在するが、これまでのところ、当社に重大な影響は及ぼしていない。また、当社がERPシステムを世界的に展開し、システムを更新、標準化していく中で、その他の問題やリスクが発生するかもしれない。そのような事態により、プライバシー保護関連法制に基づき、法的申立てや訴訟、損害賠償や罰金が発生し、事業が中断し、当社の信用が損なわれるといった結果となる可能性がある。当社では、サイバーセキュリティ上の様々なリスクに対し保険に加入しているが、発生したコスト又は損失の全額に対し保険が適用される保証はない。

- * 当社の確定給付型年金制度及び退職給付制度は、金融市場リスクの影響を受け、そのため、当社の業績が悪影響を受ける可能性がある。当社の確定給付型年金制度における積立債務は、金融市場の業績やディスカウント・レートにより影響を受ける。市場金利が大きく変動した場合、年金資産の公正価値が減少した場合、年金資産による投資に損失が出た場合や、確定給付型年金制度の積立に関連する法令の変更があった場合、当社の積立債務が増加し、経営成績及びキャッシュ・フローに悪影響が及ぶ可能性がある。
- * 当社の将来の業績は、製造物責任、反トラスト法、知的所有権、環境問題、海外汚職行為防止法及びその他賄賂・汚職防止法、その他事項を含む、様々な法規制上の手続き及び法遵守上のリスクにより影響を受けることがある。規制事項も含め、訴訟結果は確実な予想が難しい場合が多いため、これらの法的手続きの結果は当社の予想と異なることがある。様々な要因又は展開により、当社は現在の債務見積りと適用される場合の関連保険金受取額を変更すること、あるいは重大な司法裁定若しくは判断、重大な和解、重大な規制上の展開又は適用法の改訂等、以前は合理的な見積りの余地がなかった事項の見積りを行うこと、が可能になる。将来の不利な判決、和解又は望ましくない展開の結果、特定の期間において当社の経営成績又はキャッシュ・フローに重大な悪影響を及ぼす将来の費用が発生することがある。当社が関与する法的手続き及び関連する会計上の見積りについての詳細は、以下の「4 訴訟」を参照のこと。

市場リスクに関する定量的・定性的開示

当社は、外国為替相場、金利及びコモディティ価格の変動による損失リスクに起因する市場リスクを抱えている。これらの要素が変動することにより、利益及びキャッシュ・フローが増減する可能性がある。経営幹部は、リスク管理及びデリバティブ活動について監視し、当社の一定の財務リスク政策と目標を決定し、デリバティブ商品の活用について指針を出す。また、統制及び評価、リスク分析、取引先信用承認並びに監視と報告に関わる一定の手順についても策定する。

当社は、金利スワップ、通貨スワップ、コモディティ価格スワップ、並びに先渡契約及びオプション契約における相手先の契約不履行により、貸倒損失を被る可能性がある。しかしながら、当社のリスクは商品の公正価値に限定されている。当社は、信用承認及び信用限度額を活用することにより、また、国際的な大手銀行や金融機関を取引先とすることにより、積極的に信用リスクに対するエクスポージャーを監視している。当社はこれら取引先が契約不履行となるとは予想していない。

外国為替相場の変動リスク

外国為替相場及びその変動により、当社の海外子会社における純投資額が影響を受け、また、外貨取引に関連するキャッシュ・フローが増減する可能性がある。また、外貨建利益を米ドルに換算する上でのリスクも抱えている。当社は外貨建のキャッシュ・フローに対する為替変動の影響をヘッジするため、為替先渡契約及びオプション契約を締結している。これらの取引は、キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されている。当社は、これらのキャッシュ・フロー・ヘッジ関係を、予定取引が生じる前に指定解除する場合がある。予定取引に係る将来キャッシュ・フローの変動エクスポージャーをヘッジする最長期間は36か月である。また、当社は、一部の会社間活動（主として会社間ライセンス協定及び会社間財務取引に関連する。）の影響を相殺するため、ヘッジ関係において指定されない為替先渡契約を結んでいる。当社はまた状況に応じて、海外事業における当社の純投資額部分をヘッジするため、為替先渡契約及び外貨建債務を活用して

いる。2017年12月31日現在、キャッシュ・フロー・ヘッジ又は純投資に対するヘッジのいずれかとして指定された為替先渡契約及びオプション契約の名目元本総額は、米ドルに換算して、36億ドルであった。2017年12月31日現在、ヘッジ手段として指定されていない為替先渡契約及びオプション契約の名目元本総額は、米ドルに換算して、50億ドルであった。さらに、2017年12月31日現在、当社は、一部純投資に対するヘッジにおいて非デリバティブ・ヘッジ商品として指定された外貨建債務について元本で44億ユーロを保有していた。

金利の変動リスク

当社は、発行済み又は将来発行予定の債券により、金利の変動による影響を受ける可能性がある。当社は、固定利付債と変動利付債を合わせて、金利リスク及び支払利息を管理している。さらに、当社は、公正価値ヘッジと指定され適格とされる金利スワップを締結する場合がある。これらの契約に基づき、当社は、合意された名目元本をもとに計算された固定金利及び変動金利の差額を指定した間隔で交換することに合意している。2017年12月31日現在、当社の金利スワップの名目元本総額は、（開始日現在の為替レートによる）米ドルへの換算後、20億ドルとなった。当社の長期負債に関する詳細は、連結財務諸表に対する注記の注記13にさらに記載されている当社の長期負債に関連するデリバティブ及び/又はヘッジ商品についての記載を含め、連結財務諸表に対する注記の注記11に記載されている。

コモディティ価格の変動リスク

当社は、コモディティ価格の変動リスクを、供給契約、価格保護協定及びコモディティ価格スワップ契約等を通して管理している。3Mは、価格変動リスクを抑えるため、予定コモディティ取引のキャッシュ・フロー・ヘッジとして、コモディティ価格スワップ契約を活用してきたが、2015年度第1四半期に活用を中止した。ヘッジ会計の要件を満たす取引の時価評価による損益は、有効な範囲においてその他の包括利益に計上され、ヘッジ対象の取引が利益に影響を及ぼした期間の売上原価に組替えられた。当社は、一部のコモディティ及び貴金属の使用に関連する変動及びコストを相殺することを理由の一部として、その他のコモディティ価格スワップ契約を締結する場合がある。これらの商品は、ヘッジ関係において指定されておらず、2017年12月31日現在当社が保有していた範囲では重要ではなかった。

最大損失予想額

最大損失予想額分析は、為替相場、金利及びコモディティ価格の変動に対する当社の感度を評価するため、年に一度行われる。モンテカルロ・シミュレーション・テクニックにより、2017年12月31日現在当社が保有する金融商品（主に債券）、デリバティブ商品及び各エクスポージャーに関する税引後利益に対する影響が査定された。モデル（第三者銀行のデータセット）では、12か月のモデル対象期間に対して95%の信頼係数が使用された。為替レートの変動に対するエクスポージャーについては9通貨を分析し、また、2通貨に係る金利、5商品に関連するコモディティ価格を分析したが、かかる分析は当社の将来の経験について示すことをその趣旨としていない。また、一部のヘッジ取引についてはこのモデルに含まれていないが、これはかかるヘッジ取引を反映させた場合でも業績に重大な影響はないと考えられるためである。以下の表は、当該エクスポージャーに関連する税引後利益に対する潜在的なマイナス及びプラスの影響をまとめたものである。

	税引後利益へのマイナス効果		税引後利益へのプラス効果	
	2017	2016	2017	2016
（単位：百万ドル）				
為替相場	(242)	(245)	253	264
金利	(15)	(13)	14	(2)
コモディティ価格	(3)	(2)	3	1

為替相場の変動によるこれらの潜在的マイナス効果とプラス効果に加え、最近の情報は次のとおりである。当社の見積みでは、税引前利益は、前年比での為替の影響（ヘッジの影響を含む。）により、2017年度は111百万ドル減少し、2016年度は127百万ドル減少した。この見積額には、現地通貨から米ドルへの換算による利益の影響、米国及び海外の当社事業間での商品の移管に伴う為替変動の影響、（外貨換算リスクを軽減するために設定したデリバティブ商品を含む）取引による為替損益が含まれている。また、税引前利益は、前年比でのデリバティブ及びその他取引による損益の影響で、2017年度は約152百万ドル減少し、2016年度は約69百万ドル増加したと当社では見積もっている。

全世界における購入部品及び材料に関連するエクスポージャーは、毎年、年度末に分析されている。1%の価格変動により、1年につき約75百万ドルの税引前コストの増減が生じる程度である。全世界におけるエネルギー・エクスポージャーの規模は、10%の価格変動により、1年につき税引前で年間約40百万ドルの税引前コストの増減が生じる程度である。全世

界におけるエネルギー・エクスポージャーには、当社の生産施設等において使用される電気、天然ガスを始めとするエネルギー費用が含まれる。

4 訴訟

当社及び一部の子会社は、主に米国内における数々の賠償請求及び訴訟、並びに世界中の規制手続きに関与している。これらには、(当社が現在製造・販売している又は過去に製造・販売を行った製品に関する)様々な製造物責任、知的財産、並びに商業上の賠償請求及び訴訟(独占禁止法に基づくものを含む)、並びに環境上の訴訟手続きが含まれている。別途記載のない限り、当社は下記のすべての訴訟に対して強固に抗弁している。

呼吸マスク/アスベスト訴訟

2017年12月31日現在、当社は、複数の共同被告と共に、様々な裁判所において原告約2,230名を代表する数多くの訴訟の被告となっている。2016年12月31日現在係属中であった案件における原告者数は約2,660名であった。

係属中又は当社が和解に達した訴訟及び賠償請求の大半は、当社の呼吸マスク製品の一部を使用したとし、他の被告が製造した製品に含まれる、あるいは通常職場に存在するアスベスト、シリカ、石炭の灰又はその他の業務上の粉塵に職場でさらされることにより身体的被害を受けたとして、当社及び他の被告に損害賠償を求めるものである。また、訴訟及び賠償請求の一部には、当社が以前製造した製品(特定されないことが多い。)若しくは他の被告が以前製造した製品に業務上さらされたことにより、あるいは当社の建物内でアスベストにさらされたことにより、身体的被害を受けたとする申立てに係るものがある。

現在当社が抱える新規及び係属中の件数は2003年のピーク時に比べ大幅に減少している。当社は、健全な原告による今後の申立ての件数は、これまでより大幅に減少すると予想している。その結果、中皮腫及びその他の悪性腫瘍を含むより重大な損傷を申し立てる請求件数の全体に占める割合は大きくなるであろう。当社は、評決対象となった(以下に記載する1999年、2000年、2001年、2003年、2004年、2007年、2015年に評決の出された裁判、並びに2016年及び2017年に行われた裁判)11件のうち10件を含め、また当社の敗訴となった2001年の陪審員による評決が2005年に控訴院により破棄されたことを含め、裁判に持ち込まれた申立て12件全てにおいて、勝訴している。2009年に審理された残る裁判は、陪審員による評決を行うに十分な証拠を原告が提示していないという裁判所の判断に基づき、原告の証言終了後に却下された。2016年8月、当社は、炭鉱粉塵に係る当社の最初の呼吸用製品訴訟につき、ケンタッキー州裁判所において全員一致で当社に有利な陪審員による評決を受けた。原告の管財人は、当社の8710呼吸用製品に欠陥があり、有害な炭鉱粉塵を防護しなかったために原告の死亡を招いたとの申立てを行っていた。陪審員は、原告の主張を却下し、当社に対する責任を認めない評決を下した。原告はかかる評決について上訴せず、評決は最終的なものとなった。2017年9月、当社は、炭鉱粉塵に係る当社の2番目の呼吸用製品訴訟につき、ケンタッキー州裁判所において全員一致で当社に有利な陪審員による評決を受けた。陪審員は最終的に原告の請求は出訴期限により禁止されていると満場一致で判断した。2017年11月、裁判所は原告による新たな裁判の申立てを却下した。原告は上訴せず、訴訟は終結した。

当社は、これら過去の裁判手続きにおいて、意図された方法及び意図された状況下で使用されれば、当社の呼吸用保護製品は主張の通り有効であるとの見解を示してきた。従って、当社は、原告の病状がたとえ重大であっても、当社の呼吸用保護製品によるものであると証明することはできないと確信している。それにもかかわらず、当社の訴訟経験から、悪性疾患患者による請求は健全な人々による請求より和解金が高額になることが示されており、従って、医学的に健全な原告による請求が圧倒的多数であったこれまでの経験に比べ、係属中の請求及び将来の請求を解決する上での1件当たり平均費用は今後も増加すると予想している。

ウェスト・バージニア州の法務長官は2003年、当社及び呼吸用保護製品の製造会社2社に対し、ウェスト・バージニア州リンカン群巡回裁判所において訴状を提出し、2005年にかかる訴状を修正している。修正訴状は、主に、塵肺症を発症した労働者全員に支給された補償及び医療給付金について州が負担したとされる費用の払戻金に対する多額の補償的損害賠償(額は未特定)及び未特定の懲罰的損害賠償を求めている。当該訴訟について、2011年3月に準備会合が開かれた以外、2007年第4四半期以降2013年後半まで進展しなかった。2013年11月、ウェスト・バージニア州は、かかる訴訟を2つの賠償請求訴訟に分けるための申立てを行った。かかる申立ての審査において、裁判所は、訴訟を2つに分ける申立てを却下した。当社は、当該訴訟について、賠償の発生は可能性が低く、また見積りもできないことから、現時点では賠償額の引当てをしていない。更に、本件にこれといった進展が見られず、ウェスト・バージニア州による有意義な証拠開示もないことから、また、訴状が製造会社2社に対しても申し立てられており、被告の賠償負担額が、連帯責任法及び陪審が各被告に割り当てる過失割合により変動する可能性がある為、損失額又はその範囲について見積もることはできない。

呼吸マスク/アスベスト訴訟 - エアロ・テクノロジーズ

2008年4月1日に、当社の子会社はエアロ・テクノロジーズの親会社であるエアロ・ホールディング・コーポレーション(以下「エアロ社」という。)の株式を取得した。エアロ社は、目、耳、頭、顔、落下防止器具及び呼吸保護具などの身体保護装置を含む様々な製品を製造販売していた。

2017年12月31日現在、エアロ社及び/又はエアロ社の呼吸用製品事業を所有又は運営していたその他の会社(アメリカン・オプティカル・コーポレーション、ワーナーランバート・LLC、A0コーポ及びキャボット・コーポレーション(以下「キャボット」という。))は、複数の裁判所において、当社を含むその他共同被告とともに、数多くの訴訟の被告となっている。これらの原告はマスク及び呼吸用製品を使用したとしており、また、その他の被告によって製造された製品から、又は、通常、職場で製造される製品から見つかった、アスベスト、シリカ関連、その他の業務上の粉塵に、職場においてさらされた事により身体的被害を受けたとして、エアロ社及びその他の被告に損害賠償を求めている。

エアロ社の呼吸用マスク及びアスベストに関する賠償額を検討した結果、当社は、呼吸用マスク及びアスベスト関連賠償額について、2017年度のエアロ社の計上額を13百万ドル増加することとした。2017年12月31日現在、当社では、エアロ社の子会社を通して、現在及び今後のエアロ社に関するアスベスト及びシリカ関連賠償請求に係る製造物責任及び弁護士費用として30百万ドルを計上している。かかる計上額は、エアロ社が敗訴する可能性について可能な限り正当に予測し、また、2050年までの間においてエアロ社に対し提起されうる将来の賠償請求の見積期間を反映したものとなっている。訴訟費用並びに和解及び判決に対する責任は、エアロ社、キャボット、アメリカン・オプティカル・コーポレーション及びワーナーランバートの子会社並びにそれらの各保険会社(Payorグループ)間の非公式の協定で現在分担されている。かかる債務は、「A0セーフティ」ブランドで呼吸用製品を売却した年数及び/又はアメリカン・オプティカル・コーポレーションのA0セーフティ部門を所有した年数並びに個人の原告が危険にさらされたと主張する年数に基づいて当事者間で配分されている。偶発債務に関するエアロ社の負担は、1995年7月11日付でエアロ社とキャボットが締結した契約によって、更に限定されている。この契約は、エアロ社がキャボットに四半期当たり100,000ドルの費用を支払う限り、キャボットが1995年7月11日より前に販売された呼吸用製品に関するアスベスト、シリカ及びシリカ製品の製造物責任賠償請求に対する責任及び債務を有し、エアロ社を免責すると規定している。特定の呼吸用製品が販売開始後どれほどの期間市場に出回っているかを判断することは難しいため、エアロ及びキャボットは、この契約を、1997年1月1日より前のアスベスト、シリカ及びシリカ製品に関わる呼吸用製品の使用によって生じた賠償請求に適用している。これらの契約の締結により、エアロ社の潜在的債務は、1997年1月1日より後のアスベスト、シリカ又はシリカ製品との接触を伴う呼吸用製品の使用により生じたと主張される損害に限定された。これまでエアロ社は四半期当たりの費用を支払うことを選択してきた。エアロ社がこの契約への参加を中止することを選択した場合、又はキャボットがこの件に関しこれ以上その責任を負うことが不可能になった場合、エアロ社はキャボットとの契約の対象となっている1995年7月11日より前の期間に対して追加的な訴訟にさらされる可能性がある。

2012年3月、キャボットCSCコーポレーション及びキャボット・コーポレーションは、炭鉱労働者の塵肺症の訴えに係る賠償責任の有無を含め、1995年7月11日の契約に基づくキャボットの賠償責任の範囲について宣言的判決を求め、また契約違反に対する賠償を求め、マサチューセッツ州サフォーク郡上位裁判所においてエアロ社に対する訴訟を提出した。2014年、裁判所は、2件の訴えについてエアロ社が略式判決を求める申立てを認めたと、一定の既知の炭鉱粉塵訴訟の特定の責任、及び炭鉱粉塵にさらされたことが原因とされる傷害とシリカ粉塵にさらされたことが原因とされる傷害の間での責任の分配を求めたキャボットの主張という2件の問題についての裁定は拒否した。追加の証拠開示手続の後、当事者らは略式判決を求める新しい申立てを行った。2016年2月、残り2件の問題について、裁判所はエアロ社に有利な判決を行い、エアロ社ではなくキャボットが1995年合意に基づき炭鉱粉塵訴訟の全責任を単独で負うと命じた。2017年5月、マサチューセッツ州控訴裁判所は、エアロ社に有利な事実審裁判所の判決を支持した。

状況の進展により、エアロ社の見積債務額に影響が出る可能性が生じる。こうした状況の進展には、()将来の申立件数が大幅に増減した場合、()申立解決にかかる平均費用が大幅に増減した場合、()申立てにおいて発生する必要な弁護士費用が大幅に増減する場合、()申立ての内容及び性質に大幅な変更があった場合、()裁判及び上訴の結果による場合、()かかる申立てに適用される法律及び手続きに大幅な修正、変更のあった場合、()共同被告間の責任配分が大幅に変更となった場合、()適用される保険の補償限度の消尽を含む支払グループメンバーの財務上の実行可能性、並びに/又は()エアロ社が見積もった責任分担の契約上の債務の解釈が正確でない場合などがあるが、これらに限定されない。当社が、こうした潜在的な状況の進展の、エアロ社への既存及び将来の請求に関する現時点での責任負担見積への影響を判断することは、不可能である。上記のいずれかの状況の進展が生じた場合、既存及び将来の請求に対するこうした責任の実際額は見積り額よりも大幅に大きくなる可能性がある。

今後提出される申立ての件数、将来の申立てにおける支払側の責任の分担に関わる問題、及びエアロ社の見積債務額に影響を及ぼす可能性のある複数の状況の進展等を予測することは難しい為、当社は、エアロ社の債務額が当社の引き当てた見越し額を超過する場合、その額と超過の度合いを見積もることができない。

環境問題及び訴訟

当社の事業は、大気汚染、汚水排出、有毒物質、並びに土壌及び有害廃棄物の処理に係るものを含む米国及び国外における政府、州、地方自治体及び民間団体によって実施されている環境法規に従っている。これらの法規は、特定の基準状況下における汚染対策、自然資源を破壊した場合の復旧と賠償、身体的被害及び財物損壊に対する賠償請求を規定している。当社はこれらの法規に準拠し、身体的被害及び財物損壊に対する賠償請求に対する防御活動を行いながらも、環境責任の観点から事業運営を修正して費用及び資本的支出を計上しており、今後も継続して計上する予定である。当社は、環境責任を果たし、かつ環境法規に準拠し、世界規模の事業において業務遂行の環境基準に関連する方針を確立し、定期的に更新している。

米国の「1980年環境問題に対する対応、補償及び責任に関する包括法」並びに類似する州法を含む環境法に基づいて、当社は、現在又は過去の設備及び敷地外の場所に関する環境汚染の対策費用の負担において、通常、他社と連帯責任を負っている。当社は、当社にも責任がある可能性のある場所を多数特定している(そのほとんどが米国内である。)

環境問題：

当社は、ペルフルオロ酸(以下「PFOA」という。)、パーフルオロオクタン・スルホン酸(以下「PFOS」という。)又は類似の化合物(以下「PFC」という。)等のペルフルオロ化合物を含む様々な有機フッ素化合物の、環境及び健康に及ぼす潜在的影響について、地方自治体、州、連邦政府(主に米国環境保護庁(以下「EPA」という。))及び国際機関が行う調査に自発的に協力している。2000年5月における段階的生産中止の決定により、当社はもはやペルフルオロ化合物を生産していない。かかる段階的生産中止の決定から約2年の間にこれら化合物の大半について生産と活用を中止し、最終的には、2008年末までに生産及び活用を全て中止した。当社は、これまでのライフサイクル管理と生物濃縮性で難分解性の化学物質の活用方針に関連した原材料識別過程において、購入した原料中の、又は一部の当社のフルオロケミカル製造プロセス、製品及び排水流における副産物としての一定のPFCの存在を引き続き管理または除去する。

PFOA及び/又はPROSに関する規制活動は、米国、ヨーロッパ及びそれ以外の場所において、また特定の国際機関に対しても継続して行っている。こうした活動にはエクスポージャー及び使用情報の収集、リスク評価、並びに規制上のアプローチの検討が含まれる。これらPFOA及びPROSの調査に関するデータベースが拡充するにしがたい、EPAは、これらの調査から入手したデータを総括し、人体への影響に関する評価をまとめた。2014年2月、EPAは、PFOA及びPFOSについてのかかる評価案について、外部専門家による審査を開始した。2014年8月、外部専門家による審査委員会が開かれた。2016年5月、EPAは、PFOA及びPFOSに関する生涯健康勧告値を1兆分の70(=70ppt)(EPAが2009年に設定したPFOAの400ppt、PFOSの200pptの暫定値に代わる。)と発表した。PFOA及びPFOSが共に含まれる場合、EPAは、濃度は合算とし、PFOA及びPFOS合算での生涯健康勧告値も70pptとすることを提言した。生涯健康勧告値は強制力はないものの、公共の水道水中に含まれる化学物質の濃度が公共に消費されるものとして安全であるかについて指導し、基準を示すものとなる。飲料水安全法に基づいたエクスポージャー情報の収集取組みの一環として、EPAは2012年5月2日、2013年から2015年までの含有の度合いを判断する為、公共飲料水設備における監視に必要とされる6種のPFCを含む未規制物質のリストを発表した。2017年1月まで、EPAは、全米4,920の公共飲料水設備に関する結果を報告した。2016年の生涯健康勧告値に基づく、13の公共飲料水設備がPFOAの水準を上回り、46の公共飲料水設備がPFOSの水準(2016年7月のEPA発表時より変更なし)を上回っている。EPAが2016年9月に発表した飲料水試料の実験室分析に関する技術的勧告によると、65の公共飲料水設備がPFOA及びPFOSの合算水準を上回っている。これらの結果は、2012年から2015年の期間中に採取された1つ以上の試料に基づいており、これらの公共飲料水設備の現在の状況を必ずしも反映するものではない。EPAの報告は、公共飲料水設備におけるPFOA及びPFOSの発生源を特定していない。

当社は、過去に、アラバマ州ディケーター、ミネソタ州コテージグローブ及びイリノイ州コルドバの施設における製造業務に関連してPFC含有廃棄物を廃棄していた件に対応する為、州の監督官の下、作業を引続き進めている。

当社は、アラバマ州ディケーターにある当社製造施設の土壌のPFCの残留に対処する為、アラバマ州環境管理局(以下「ADEM」という。)と任意の対策措置契約を締結した。当社は、約20年間、ADEMにより発行された許可証に従い、当社の廃水処理施設のPFCを含む汚泥をディケーターの施設周辺に持ち込んでいた。土壌中のPFCの残留に対処する為のオプションを検討後、優先的な対策オプションとして、製造所のかつての汚泥混入地域の上に多層のキャップを用いた上で、その後の地下水移動管理及び処理を施すことにADEMは合意した。かかる計画は継続して実施されており、2018年度中に完了する予定である。

当社は、2007年5月付和解合意と同意指令の条件に従い、ミネソタ州ワシントン郡(オークデール及びウッドベリー)の旧廃棄物処理場及びミネソタ州コテージグロブの当社の製造施設の土壌及び地下水に存在するPFCAに対処する為に、ミネソタ公害管理局(以下「MPCA」という。)との連携を続けている。この合意に基づき、当社は以下の責任を負う。すなわち、()これらの場所からのPFCAの排出量を評価し、対処案を提出すること、()これらの場所からの汚染によりPFCAが安全健康基準値(以下「HBV」という。)又は健康リスク限度(以下「HRL」という。)(すなわち、人々が生涯飲んで安全であるとミネソタ衛生局(以下「MDH」という。)が考える飲料水中の化学物質の量)を超える場合には、対策又は代替的な飲料水を提供すること、()PFOA及びPFOSを改善する措置によっては浄化できない当該地域におけるその他の確認済みPFCA発生源を改善すること、及び()ペルフルオロ化合物についての情報をMPCAと共有することである。2008年度に、MPCAは、ミネソタ州ワシントン郡(オークデール及びウッドベリー)の旧廃棄物処理場について対策オプションを導入するという正式決定を公表した。2009年8月に、MPCAは、当社のコテージグロブの製造施設について対策オプションを適用する正式な決定を公表した。2010年度の春及び夏に、3M社は、コテージグロブ及びウッドベリー地域における承認済み対策オプションの実施を開始した。3M社は、2010年度後半にオークデール地域における対策オプションを開始した。各地域における対策オプションは、当社が提言しMPCAが承認したものである。対策作業はオークデール及びウッドベリーにおいて完了しており、稼働に向けてメンテナンス中である。対策作業はコテージグロブにおいて2018年度も継続される。

2014年8月、イリノイ州EPAは、対象地域の地下水の汲み上げ継続、地下水の監視、定期報告を含め、イリノイ州コルドバの施設において地下水管理区域を設定するという当社の要請を承認した。

2017年5月、MDHはPFOS及びPFOAについてそれぞれ新たなHBVを発表した。新HBVは、PFOAを35ppt、PFOSを27pptと定めている。かかる発表に関連し、MDHは「更新後の基準値を超えるPFOA及びPFOSを含む飲料水であっても、即座に健康上のリスクをもたらすことはない。これらの基準値は、長期にわたる人口全体の健康上のリスクを低減するためのものであり、最も健康リスクのある市民を守るために複数の安全要因に基づいているが、この州の住民の大半に対しては過剰に保護的なものとなっている」とした。2017年12月、MDHはペルフルオロブタン・スルホン酸塩(PFBS)に対する新たなHBVを2ppbと発表した。

前述の法的手続き及び活動の結果、何らかの追加的規制が実施されるとしても、それがどのようなものであるか、またはその結果について、当社は予測することはできない。

アラバマ州環境訴訟：

2002年度に、元従業員が、アラバマ州モルガン郡巡回区裁判所において、当社に対して金額非公表の損害賠償を求め、集団代表訴訟を提起した(以下、「St. John」訴訟という。)。この訴訟は、当社のアラバマ州ディケーターの製造施設あるいはその付近で原告がペルフルオロ化合物製品にさらされたことにより、不安、リスクの増加、副臨床的傷害を被り、財産の損害を受けたと主張するものである。裁判所は2005年に原告の個人的な傷害に関する損害賠償却下申請を認可した。その根拠として、前述の損害賠償請求は州の労働補償法の独占条項により、排除されるとした。2006年11月、原告側弁護士は、ディケーター製造施設付近の住民及び不動産所有者の集団を代理して、訴訟を対物損害賠償請求に限定するとする修正訴状を提出した。2015年6月、原告はBFI ウェイスト・マネジメント・システムズ・オブ・アラバマLLC、BFI ウェイスト・マネジメント・オブ・ノースアメリカLLC、アラバマ州ディケーター市、アラバマ州モーガン群、ディケーター・コミュニティ・ユティリティーズ及びディケーター・ユティリティーズ事業を行うアラバマ州モーガン群を含め、被告を追加して修正訴状を提出した。

2005年度に、2回目の集団代表訴訟の裁判官は当社による停止の申立てを認め、St. John訴訟における団体認定問題の結果が出るまで、当該案件(アラバマ州モルガン郡の住民3名がモルガン郡巡回区裁判所において、過去にペルフルオロ化合物製品を生産していたアラバマ州ディケーターの当社の製造施設から排出された当該化合物により、原告が対物損害を被ったとして、不特定の損害賠償及び懲罰的賠償を求め、提訴していた。(以下、「Chandler」訴訟という。))を事実上保留とした。保留措置にも拘わらず、原告は、主張された個人的な身体的及び財産的損害について原告及び集団訴訟メンバーを代表して損害賠償を求める修正訴状を提出した。保留措置が解除されない限り、また解除されるまで、本件における更なる法的措置は行われないと考えられる。

2009年2月に、アラバマ州フランクリン郡の住民は、フランクリン郡巡回区裁判所において、損害賠償及び差止請求を求める集団代表訴訟(以下、「Stover」訴訟という。))を提起した。この訴訟はディケーターの廃水処理施設が同州の農地及び草原に、PFOA、PFOSを始めとするその他ペルフルオロ化合物を含むとされる廃水処理汚泥を使用したと主張するものである。代表原告は、その所有地にPFOA、PFOS及びその他のペルフルオロ化合物を放出又は投棄されたとするアラバマ州内の集団を代表することを求めている。2010年3月、アラバマ州最高裁判所は、裁判地をフランクリン郡からモルガン

郡に移送するよう命令した。2010年5月、他の事案の取り扱い同様、モルガン郡巡回区裁判所は、本件を停止し、St. John 訴訟の集団認定問題の結果が出るまで、停止又は保留している。

2015年10月、西モルガン-東ローレンス上下水道局(以下「水道局」という。)は、アラバマ州北地区連邦地方裁判所において、当社、ダイニオンLLC及びダイキン・アメリカ社に対して個別の訴状を提出した。訴状には当該訴状が代理で提出された代表原告並びに水道局及び水道局が水道を供給している5つの現地水道事業が提供する水道(以下、総称して、「水道」という。)を利用する土地の全所有者が集団として含まれる。訴状は、被告らのディケーターにおける製造過程で発生する化学物質(PFOA、PFOSを含む。)がテネシー川の取水口を汚染し、水道局の使用する処理施設ではかかる化学物質が除去できないとして、補償的損害賠償金及び懲罰的損害賠償金並びに差止救済措置を求めている。2016年9月、裁判所は、原告の不法侵入請求を確定力のある決定として退け、人身傷害についての過失請求及び私的不法妨害請求を退ける当社の申立てを認め、財産的損害、私的不法妨害、不法妨害の是正、暴行及び軽視についての原告の過失請求を退ける申立ては却下した。

2016年6月、非営利会社であるテネシー川リバーキーパー(以下「リバーキーパー」という。)は、アラバマ州北地区連邦地方裁判所において、当社、BFIウェスト・システムズ・オブ・アラバマ、アラバマ州ディケーター市及びアラバマ州モーガン郡のディケーター・ミュニシパル・ユーティリティーズ・ボードに対し訴訟を提起した。訴状は、被告が、それぞれの敷地での所有及び操業による一定のPFCの処分に關連して資源保全再生法に違反したと主張している。訴状はさらに、当該慣行は健康及び/又は環境への即時かつ重大な危険となる可能性があり、並びに被告が危険の是正を怠ったことで生じる回復不能な損害をリバーキーパーは被っており、裁判所が宣言的及び差止救済を含む救済の要請を認めなければ将来も引き続き被ると申し立てている。

2016年8月、200名を超える原告団は、アラバマ州ローレンス郡の州裁判所において、水道局、当社、ダイニオン、ダイキン、BFI、及びディケーター市に対し集団訴訟を提起した。原告団はローレンス、モルガンその他の郡の住民であり、現在又は過去において水道局の顧客であった。原告団は、被告らがPFCを放出することによりテネシー川、ひいては、原告らの飲料水を汚染し、その健康及び土地に損害を与えたとした。2017年1月、前述の「St. John」訴訟の裁判所は、「St. John」訴訟の判決が出るまでこの集団訴訟を延期した。

2016年9月、アラバマ州ガスデン市の上下水道公社は、アラバマ州エトワ郡巡回裁判所において当社及び様々なカーペット製造業者に対して訴訟を提起した。訴状は、被告の施設からのPFCが飲料水の原水源であるコーサ川を汚染したと主張し、ろ過装置の設置及び運営、PFC水準の監視費用並びに逸失利益及び売上高についての未特定の損害賠償を求めている。

2017年1月、数百名の原告らが、アラバマ州ローレンス郡及びモルガン郡において当社、その子会社であるダイニオン、及びダイキン・アメリカに対し訴訟を提起した。原告は、土地の所有者、住民、及び水道局の水が対象となる不動産の保有者たちである。原告は、慣習法における怠慢、迷惑行為、不法侵入、不注意及び暴行を主張しており、差止救済及び懲罰的損害賠償を求めている。原告は、被告らが保有、操業するディケーターの製造及び処理施設からPFOA、PFOS及び関連する化学物質が地下水及び地表水にこれまでも現在も放出され続けており、テネシー川に排出されているとした。また、被告らがベイカー・クリーク及びディケーター・ユーティリティーズ・ドライクリーク廃水処理施設に放出し、そのため、これら化学物質が含まれる廃水がテネシー川に排出されたとした。原告は、かかる排出の結果、水道局が原告らに供給した水が、過去及び現在において、PFOA、PFOS及び関連物質により人体に危険な水準にまで汚染されたと主張した。

2017年5月、アラバマ州タウンセンターの上下水道公社は、アラバマ州チェロキー郡巡回区裁判所において、当社、デュポン及び様々なカーペット及び織物製造者に対し訴訟を提起した。訴状によれば、被告らの施設からのPFCが町の飲料水の水源を汚染したとして、ろ過設備の設置及び操業、PFC水準の監視費用、逸失利益及び売上に対する非公表の損害賠償、並びに差止救済を求めている。

2017年11月、アラバマ州北部地区連邦地方裁判所において、当社、その子会社ダイニオン、ダイキン・アメリカ、水道局に対して、集団訴訟が提起された。原告はアラバマ州ローレンス郡及びモーガン郡の住民で、水道局から水を受け取っている。原告は、慣習法における怠慢、迷惑行為、不注意及び偽装隠蔽を含む様々な主張を行っており、差止救済、弁護士費用、身体的傷害の補償及び懲罰的損害賠償を求めている。原告は、PFOA、PFOS及び関連する化学物質を地下水及び地表水に放出し続けることにより、テネシー川に排出させるディケーターの製造施設及び処理施設を被告が所有、操業していると主張する。原告はまた、被告がディケーター・ユーティリティーズ・ドライクリーク廃水処理施設に排出し、そのため、これらの化学物質を含む廃水をテネシー川に排出したとしている。原告は、かかる排出により、水道局から原告に供給された水が、PFOA、PFOS、及び関連する化学物質により人体に危険な水準まで汚染されていたと主張している。

2010年12月30日、ミネソタ州は、ミネソタ州自然資源管財人を代理し、検事総長ロリー・スワンソンにより、ミネソタ州法規(ミネソタ州環境対処補償責任法(MERLA)及びミネソタ州水質汚染防止法(MWPCA)を含む。)に基づく同州の自然資源の破壊、損壊及び活用上の損失に対し、また法定公害及びコモロに基づき不法侵入、ニューサンス、及び地下水、地上水、魚類、水生生物若しくは水堆積物中に存在するPFCに関する任務懈怠に対し、損害賠償(未確定の査定費用及び合理的な弁護士費用を含む。)を求め、ヘネピン郡地方裁判所において3M社に対し訴訟(「NRD訴訟」)を提起した。ミネソタ州はまた、MERLAに基づき、PFCの放出により、将来において自然資源が破壊された場合の全ての損害の責任は3M社にあること、またMWPCAに基づき、将来における魚類、水生生物の損失、破壊及びその他の損害に対し3M社に賠償責任があることについて宣言のなされることを求めている。2017年9月、ミネソタ州の損害専門家は、同州が50億ドルの損害を被ったと主張する報告書を提出した。2017年11月、ミネソタ州は、当社から懲罰的損害賠償を求める訴状を修正するための休止の申立てを提出し、これに対し当社は、同州の主張が適用される出訴期限等により禁止されているとする略式判決を求めて訴状を提出した。これら訴状に関する審理が2017年12月に行われた。2017年12月、裁判所は裁判前に訴訟の解決を試みるよう当事者に求め、2018年1月、裁判所はかかる手続きを容易にするため、仲裁人を任命した。当事者がかかる問題を解決できない場合、裁判は2018年2月に開始される予定である。NRD訴訟における不利な判決、和解、又は不利な展開により、将来の請求が発生し、それらが計上される期間における当社の経営成績又はキャッシュ・フロー、及び当社の連結財務状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。当社は、かかる債務は可能性が低くまた見積もりも不可能と考えるため、計上していない。

2011年11月、メトロポリタン・カウンシルは、NRD訴訟について、補償的損害賠償並びに合理的な額の弁護士費用を含む、法的、宣言的、又は衡平法上の救済措置を求めて介入申請を行い、また訴状を提出した。メトロポリタン・カウンシルの申立てでは、かかる額は、水処理システムの設置と維持を含め、ミネソタ州汚染管理局がメトロポリタン・カウンシルによるPFOSのミシシッピ川への放出を禁止した場合、将来のある時点で必要となるであろう経費と費用であるとされる。メトロポリタン・カウンシルの介入の申立ては、3Mによるミシシッピ川の水質と堆積物中に存在するPFOS及びその他PFCによる汚染について、コモロに基づき過失の訴え、MERLAに基づき対処費用に係る法的申立て、また、ミネソタ州環境権法(MERA)に基づき3Mに対する宣言的及び衡平法上の救済措置を求めた法的申立てなど、複数の理論に基づいている。3Mは、介入申請に異議を唱えなかった。2012年1月、3Mはメトロポリタン・カウンセルの訴状に対し反訴状を提出し、メトロポリタン・カウンセルがPFCをミシシッピ川に放出し、また、その複数の廃水処理施設からPFCを含む汚泥と下水汚泥を農地や埋立地に放出していると訴えた。よって、3Mのメトロポリタン・カウンセルに対する訴状は、ミネソタ州の求めた賠償金について州が受け取る権利があると裁判所が認めた場合、MERLAに基づき、弁護士費用を含む分担金の支払を、また、MWPCAに基づき州に認められた損害賠償額に関するメトロポリタン・カウンセルの応分の分担金と賠償額、更に、法定公害及びコモロに基づき不法侵入、ニューサンス、任務懈怠といった根拠に基づき、メトロポリタン・カウンセルに対し分担金の支払を3Mが受けることを求めている。3Mはまた、MERAに基づき宣言的救済を求めている。2017年5月、メトロポリタン・カウンシルは当社に対し約1百万ドルを支払い、当社に対する賠償請求を取下げること同意した。かかる和解契約の一環として、当社はメトロポリタン・カウンシルに対する賠償請求を取下げること同意した。

2012年4月、3M社はミネソタ州弁護士であるコピントン&パーリングLLP(以下、「コピントン」という。)を不適格とする申立てを提出した。2012年10月、当該裁判所は、コピントンの州における資格を不適格とする当社の申立てを認めた。これに対し、同州及びコピントンはかかる資格剥奪について、ミネソタ州控訴裁判所に控訴した。2013年7月、ミネソタ州控訴裁判所は、地方裁判所の不適格命令を支持した。2013年10月、ミネソタ州最高裁判所は、ミネソタ州控訴裁判所の判決の見直しを求めた州及びコピントンの申請を認めた。2014年4月、ミネソタ州最高裁判所は同判決について一部支持、一部無効とし、更に審議するため、地方裁判所に差し戻した。当該地方裁判所は、2015年10月の審問において、不適格問題に関する証拠を調査した。2016年2月、当該地方裁判所は、個人の利害が以前の顧客(当社)の利害に大きく反する事項又は実質的に関連する事項において、コピントンが顧客(本件ではミネソタ州)を代理する上で職業倫理規則に違反したとした。一方、当該地方裁判所は、当社がかかるコンフリクトの主張を遅延したことにより、暗に権利を放棄したとして、コピントンを不適格とする当社の申立てを退けた。不適格問題の結末が決定するまで保留となっていた当該訴訟のその他の手続は再開された。NRD訴訟の裁判は2018年2月に開始予定である。また関連する別の手続において、当社はコピントンに対し、当社に対する信認義務違反により、また、NRD訴訟におけるミネソタ州代理人としての契約違反があったとして、ラムゼー郡地方裁判所において訴訟を提起した。2016年9月、裁判所は、3Mの懲罰的損害賠償を訴える訴状の修正許可申立てを認めた。2017年2月、コピントンは、コピントン又はその保険会社が当社に支払いを行うことで本訴訟について和解した。支払額は当社の経営成績又は財務状態に取り重大な額ではない。

2016年7月、エルモ湖市は、PFCで汚染された飲料水設備による損害(飲料水の別の供給源の建設費用を含む。)を同市が被ったと主張し、ミネソタ州連邦地方裁判所において当社に対する訴訟を提起した。裁判は2019年9月に開始する予定である。

2018年2月20日、当社は、環境中の特定のPFCに関連し当社に対し提起され開示されていた訴訟を解決するため、ミネソタ州と合意に達したと発表した。和解条件に基づき、当社及びミネソタ州は環境及び地域社会に投資するため連携することとなる。当社は、「水質及び持続可能性基金のための3M Grant」として、ミネソタ州に850百万ドルの助成金を提供する予定である。かかる基金は、持続可能な成長をサポートするため、住民への継続的な水の供給及び地下水の補充状況改善など、ツイン・シティーズ・イースト・メトロ地区における水の持続可能性をサポートするためのプロジェクトを実現するためのものである。このプロジェクトはまた、漁業用棧橋、道及び空地の保全など、生息環境及びリクリエーション環境の改善をもたらす。かかる和解は、当社が従来から進めてきた環境管理の歴史と一致する。かかる和解の結果、当社は関連する法的手数料を含め、1株当たり約1.10ドルから1.15ドルの費用を2018年度第1四半期に計上する予定である。

水性膜形成泡(AFFF) 訴訟

当社は、1963年頃から2000年まで、空港及び軍事基地での消防に使用するための水性膜形成泡(AFFF)を製造販売していた。2017年12月31日現在、ペンシルベニア州、コロラド州、ニューヨーク州の州裁判所及び連邦裁判所において、12の集団訴訟が当社及びその他被告に対し提起されているが、これはAFFFに使用された一部PFCが、AFFFが使用されたコロラド州、ペンシルベニア州及びニューヨーク州の現行空港や旧空港及び空軍基地の土壌や地下水を汚染したとするものである。ペンシルベニア州連邦裁判所においては個人訴状も提出されている。これら訴訟の原告らの主な主張は、汚染された地下水が、私有地の使用と享受の喪失、不動産価値の低下、調査費用及び修復費用を含む様々な損害を引き起こしたとするものである。医療上の監視に必要な資金を求めているものもある。当社に加えTyco, Incが買収したAnsol社、Angus Fire、Buckeye Fire Protection Co.、Chemguard、National Foam, Inc.、United Technologies Corpなどが被告となっている。

2016年11月、マサチューセッツ州バーンスタブル町は、マサチューセッツ州連邦地方裁判所において、ハイアニス水系に飲料水を供給する帯水層の汚染を主張し、当社及びその他AFFF供給業者に対して未特定の補償的及び懲罰的損害賠償並びにその他救済を求める個別訴訟を提起した。同町は、AFFFに使用される一定のPFCが汚染したとされる飲料水設備の調査、処理、改善及び監視に関連する費用を回収することを求めている。2017年1月、マサチューセッツ州バーンスタブル町は、マサチューセッツ州連邦地方裁判所において、ハイアニス水系に飲料水を供給する帯水層の汚染を主張し、当社及びその他AFFF供給業者に対し、未特定の補償的及び懲罰的損害賠償並びにその他救済(バーンスタブル町が郡に対して主張した請求に関連する賠償及び負担金を含む。)を求めて個別の訴訟を提起した。

2017年2月、原告夫婦が、ペンシルベニア州連邦裁判所において、人身傷害、配偶者権及びコンパニオンシップの喪失、その他関連する損害を主張し、当社及びその他被告を訴えた。

2017年3月、ロングアイランド州サフォーク郡の原告住民らは、ニューヨーク州サフォーク郡州裁判所において、同郡、当社、及びその他のAFFF製品製造業者を名指しし集団訴状を提出した。同手続きは、ニューヨーク東部地区に移管された。

2017年8月、ニューヨーク州州裁判所において、当社並びにニューヨーク州及びニュージャージー州の港湾局を含むその他被告に対し、3件の集団訴訟が提起された。原告は、当地の水道のPFC汚染は、スチュアート州空軍基地及びスチュワート国際空港のAFFFに関連するものであるとした。港湾局は空港のリース契約者である。これら3件すべてにおいて、不動産の縮小と医療監視が対象となっている。2017年9月、共同被告であるTycoは、3件すべてをニューヨーク南部地方裁判所に移管した。

2017年10月、ニューヨーク州サフォーク郡において、サフォーク郡ファイヤーマティックス・トレーニング施設において放出されたとするPFCに関し、当社及びその他被告に対し集団訴訟が提起された。2017年11月、共同被告であるNational Foamは、同訴訟をニューヨーク州西部地方裁判所に移管した。

2017年12月、ニューヨーク州サフォーク郡において、ガブレスキ空港において放出されたとするPFCに関し、当社及びその他被告に対し26名の原告団による訴状が提出された。

2017年12月、ニューヨーク州東部地方裁判所において、ガブレスキ空港及びサフォーク郡ファイヤーマティックス・トレーニング施設において放出されたとするPFCに関し、当社及びその他被告に対しサフォーク郡水道地区による訴状が提出された。

その他環境訴訟

2017年9月、当社、サンゴバン・パフォーマンス・プラスティックスCorp. (「サンゴバン」)、ハニーウェル・インターナショナルInc. (「ハニーウェル」)及びE.I.デュボン・ド・ネムール・アンド・カンパニーに対し、ニューヨーク州北部地方裁判所において3つの訴状が提出された。原告らは、当社が、フーシックフォールズ村及びフーシック町にあるサンゴバン及びハニーウェルの施設において製造目的で使用されたPFOAを製造し販売したと主張している。原告らは、フーシックフォールズ周辺の飲料水は、被告らの活動により安全でないレベルのPFOAで汚染されたと主張し、PFOAの摂取及び吸入に起因して身体的損傷を負ったと主張している。原告は、主張されていない補償的、結果的、懲罰的損害賠償並びに弁護士費用及び経費を求めている。

2017年12月1日、8人の原告は、過失、不法侵入、意図的かつ不注意による感情的苦痛、暴行、製造物責任、公的及び私的迷惑行為、不正な隠蔽及び不当利益を主張して、当社、ウルヴァリン・ワールドワイド及びウェスト・マネジメントInc.に対して12の訴因による集団訴訟を提起した。それぞれの訴因が各被告に対して提起された。かかる訴訟は、ウルヴァリンが靴製造作業に関連する資材及び廃棄物を不適切に処分したとされることによって発生している。原告らは、ウルヴァリンが3M Scotchgardを製造プロセスで使用し、3M製品からの化学薬品が飲料水源の近くで処分されたことにより環境を汚染したと主張している。

この項に記載の環境訴訟について引き当てられている債務について、当社は、かかる引当額並びに設定された見越し額を上回る潜在的損失又は損失の度合いは、当社の連結経営成績又は財務状況にとり重大ではないと考える。債務が引き当てされていない訴訟の場合、かかる債務は発生する可能性が低く債務金額を見積もることができないと考えており、発生する可能性のある損失額又は損失の範囲を見積もることはできない。

その他の問題

労働省調査

米国労働省(DOL)は、当社に対し、2015年4月に1974年連邦職員退職所得保障法(ERISA)に従って3Mの年金制度の調査を開始したと通知した。DOLによれば、かかる調査は、特定のプライベート・エクイティ投資、制度費用、有価証券貸付、制度に基づく給付の分配に関連している。特定のDOLからの要求に対応するため、当社は文書を作成し、従業員のインタビューへの対応を可能とした。2016年12月、DOLはこの調査に関連して当社及び3M投資運用会社に召喚状を出した。当社は必要な追加文書を作成し、DOLの調査に協力している。当社は、DOLが2018年上半期に調査を終了すると予想している。

製造責任訴訟

2011年10月、ある顧客が3MピュリフィカシオンSAS(当社のフランスにおける子会社)を相手取り、当該顧客の製造プロセスで使用された3Mの欠陥フィルターが原因で引き起こされたとする商業的損失及び施設の損害額を決定する為、専門家を指名するという命令をフランスの裁判所において獲得した。同顧客のオーストリアにおける子会社はまた、2012年9月、オーストリアの裁判所においても、同様の問題に対する賠償を求め、3MオーストリアGmbH(オーストリアの子会社)及び3MピュリフィカシオンSASに対しても訴訟を提起した。当社はこれら2件の訴訟を解決するため原則的に合意に達し、2017年度第2四半期に和解に達した。かかる和解において合意した金額は、当社の連結経営成績又は財務状態にとり重大ではない。

2017年12月31日現在、当社は、関節形成手術、心循環系手術他、様々な外科的処置を受けた患者が、処置中の加温装置 Bair Hugger™の使用により、手術部位感染が起きたと訴えた約4,270人の原告による訴訟(2016年12月31日現在には約1,260件)の被告となっており、その大半が連邦又はミネソタ州裁判所において係属中である。訴状は、厳格責任、過失、明示及び黙示の保証違反、警告を怠ったこと、設計及び製造の欠陥、詐欺的及び/又は過失による虚偽表示/隠蔽、不当利得、並びに様々な州の消費者詐欺、虚偽若しくは不法な取引慣行及び/又は虚偽広告法違反の理論に基づき、損害賠償及びその他救済を求めている。合衆国の広域係属訴訟司法委員会(Judicial Panel on Multidistrict Litigation(MDL))は、ミネソタ州連邦地方裁判所で係属中の全訴訟を統合し、公判前手続期間中、広域係属訴訟として管理するため、ミネソタ州連邦地方裁判所へと移送することを求めた原告の申立てを認めた。連邦裁判所は、2つの先陣の連邦裁判所の訴訟手続のうちの1つにおいて、審理可能な日付を2018年5月に設定した。米国地方裁判所及びミネソタ州裁判所の合同審理において、両当事者の専門家を排除する当事者の申立てがあり、また、当社による一般的因果関係に関する略式判決の申立てが行われたが、連邦裁判所は原告の専門家を除外せず、また当社による一般的な因果関係の略式判決を求める申立ても棄却した。2018年1月、州裁判所は、同主張に関する審理において、原告の専門家を除外し、当社による一般的な因果関係の略式判決を求める申立てを認め、ミネソタ州の州裁判所で係属中の61件全てを棄却した。

2016年6月、当社は、Bair Hugger™患者加温装置の使用により、関節形成手術、心循環系手術他、様々な外科的処置を受けその後手術部位感染を発症した全てのカナダ居住者のためにオンタリオ州高等裁判所に提出された推定される集団訴訟についての送達を受けた。原告代表は、MDLで主張されたものと類似の理論に基づき、カナダ法の下での救済(懲罰的損害賠償を含む。)を求めている。Bair Hugger™製品ラインは、外科処置中の低体温症を防ぎ正常な体温を保つために作られた加温装置の製造大手であるアリザント・インクを2010年に買収した結果、当社が取得したものである。本件について、当社では賠償金が発生するとは考えておらず、また現時点で見積もることもできないため、賠償額を計上していない。

2011年9月、3Mオーラルケア社は、ラヴァ・アルティメットCAD/CAM歯科用修復材を発売した。製品は元々インレー、アウトレー、ベニア、歯冠への適用とされていた。2015年6月、3Mオーラルケア社は、患者の歯冠が脱離し追加の治療を必要とするとの歯科医からの報告を受けて、製品の使用説明書から歯冠への適用を自主的に除外した。当該製品は、その他の適用のために引き続き市場にある。当社は、米国食品医薬品局並びに米国外の規制当局に連絡を行った。当社はまた、この措置について消費者及び販売業者に通知し、未使用の材料の返品を受け付け、返金を行う提案を行った。2017年12月31日現在、ミネソタ州連邦地方裁判所で係属中の訴訟が1件あり、29人の原告を有し、米国及びその領土における歯科医の集団訴訟の認定を求め、あるいは13州におけるサブクラスを求めている。訴状は、当社が、歯科用歯冠に使用される欠陥のあるラヴァ・アルティメットを歯科医に発売及び販売したと主張し、様々な理論に基づき、金銭的損害賠償(交換費用及び営業上の評判の喪失)、懲罰的損害賠償、不正利得の返還、ラヴァ・アルティメットの歯科用歯冠の用途での発売及び販売の差止め、法定罰金、並びに弁護士費用及び経費を求めている。

ここに記述した製造物責任訴訟問題に係る賠償について引き当てられた額は、当社の連結財務成績又は財務状況にとり重大な額ではないと当社は考える。また、見越し額を超過して損失が発生する可能性、またその額については、現時点で見積もることはできない。

5 財務情報

(1) 連結損益計算書

(1株当たりの金額を除き百万ドル)

	12月31日に終了した事業年度		
	2017年	2016年	2015年
純売上高	\$ 31,657	\$ 30,109	\$ 30,274
営業費用			
売上原価	16,001	15,040	15,383
販売費及び一般管理費	6,572	6,222	6,229
研究開発費及び関連費用	1,850	1,735	1,763
事業売却益	(586)	(111)	(47)
営業費用合計	23,837	22,886	23,328
営業利益	7,820	7,223	6,946
その他費用（利益） - 純額	272	170	123
法人税等考慮前利益	7,548	7,053	6,823
法人税等	2,679	1,995	1,982
非支配持分を含む当期純利益	\$ 4,869	\$ 5,058	\$ 4,841
控除：非支配持分に帰属する当期純利益	11	8	8
3M社に帰属する当期純利益	\$ 4,858	\$ 5,050	\$ 4,833
3M社の発行済加重平均普通株式数 - 基本	597.5	604.7	625.6
3M社の普通株主に帰属する基本1株当たり利益	\$ 8.13	\$ 8.35	\$ 7.72
3M社の発行済加重平均普通株式数 - 希薄化後	612.7	618.7	637.2
3M社の普通株主に帰属する希薄化後1株当たり利益	\$ 7.93	\$ 8.16	\$ 7.58
3M社の普通株式1株当たり現金配当	\$ 4.70	\$ 4.44	\$ 4.10

(2) 連結包括利益計算書

(単位：百万ドル)

	12月31日に終了した事業年度		
	2017年	2016年	2015年
非支配持分を含む当期純利益	\$ 4,869	\$ 5,058	\$ 4,841
その他の包括利益（損失）（税控除後）：			
累積為替換算調整	373	(331)	(586)
確定給付年金及び退職後給付制度に伴う調整	52	(524)	489
キャッシュ・フロー・ヘッジ - 未実現利益（損失）	(203)	(33)	25
その他の包括利益（損失）合計（税控除後）	222	(888)	(72)
非支配持分を含む包括利益（損失）	5,091	4,170	4,769
非支配持分に帰属する包括（利益）損失	(14)	(6)	(6)
3M社に帰属する包括利益（損失）	\$ 5,077	\$ 4,164	\$ 4,763

(3) 連結貸借対照表

(1株当たりの金額を除き百万ドル)

	2017年 12月31日現在	2016年度 12月31日現在
(資産)		
流動資産		
現金預金及び現金同等物	\$ 3,053	\$ 2,398
市場性のある有価証券-流動資産に属するもの	1,076	280
売掛債権 - 103百万ドル(10,949百万円)及び88百万ドル(9,354百万円)の 引当金控除後純額	4,911	4,392
棚卸資産		
製品	1,915	1,629
仕掛品	1,218	1,039
原材料及び貯蔵品	901	717
棚卸資産合計	4,034	3,385
前払金	937	821
その他の流動資産	266	450
流動資産合計	14,277	11,726
有形固定資産		
控除：減価償却累計額	(16,048)	(14,983)
有形固定資産 - 純額	8,866	8,516
のれん		
無形固定資産 - 純額	2,936	2,320
その他の資産		
資産合計	\$ 37,987	\$ 32,906
(負債)		
流動負債		
短期借入金及び1年以内に期限を迎える長期債務	\$ 1,853	\$ 972
買掛債務	1,945	1,798
未払給与	870	678
未払法人税等	310	299
その他の流動負債	2,709	2,472
流動負債合計	7,687	6,219
長期債務		
年金及び退職後給付	12,096	10,678
その他の負債	3,620	4,018
負債合計	2,962	1,648
契約債務及び偶発債務		
(株主持分)		
3M社の株主持分：		
普通株式(額面0.01ドル(1円))	\$ 9	\$ 9
発行済株式数 2017年：594,884,237株 2016年：596,726,278株		
資本剰余金	5,352	5,061
留保利益	39,115	37,907
自己株式	(25,887)	(25,434)
その他の包括利益(損失)累積額	(7,026)	(7,245)
3M社の株主持分合計	11,563	10,298
非支配持分	59	45
株主持分合計	\$ 11,622	\$ 10,343
負債及び株主持分合計	\$ 37,987	\$ 32,906

(4) 連結株主持分変動計算書

(1株当たりの金額を除き百万ドル)

	合計	3M社の株主			その他の包括利益(損失)累積額	非支配持分
		普通株式及び資本剰余金	留保利益	自己株式		
2014年12月31日現在残高	\$ 12,863	\$ 4,388	\$ 34,038	\$ (19,307)	\$ (6,289)	\$ 33
当期純利益	4,841		4,833			8
その他の包括利益(損失)(税控除後):						
累積為替換算調整	(586)				(584)	(2)
確定給付年金及び退職後給付制度に伴う調整	489				489	-
キャッシュ・フロー・ヘッジ - 未実現利益(損失)	25				25	-
その他の包括利益(損失)合計(税控除後)	(72)					
配当金(1株当たり3.075ドル)	(1,913)		(1,913)			
株式報酬費用(税効果控除後)	412	412				
再取得株式	(5,304)			(5,304)		
ストック・オプション・プラン及びベネフィット・プランに基づく交付	641		(662)	1,303		
2015年12月31日現在残高	\$ 11,468	\$ 4,800	\$ 36,296	\$ (23,308)	\$ (6,359)	\$ 39
当期純利益	5,058		5,050			8
その他の包括利益(損失)(税控除後):						
累積為替換算調整	(331)				(329)	(2)
確定給付年金及び退職後給付制度に伴う調整	(524)				(524)	-
キャッシュ・フロー・ヘッジ - 未実現利益(損失)	(33)				(33)	-
その他の包括利益(損失)合計(税控除後)	(888)					
配当金(1株当たり4.44ドル)	(2,678)		(2,678)			
株式報酬費用(税効果控除後)	270	270				
再取得株式	(3,699)			(3,699)		
ストック・オプション・プラン及びベネフィット・プランに基づく交付	812		(761)	1,573		
2016年12月31日現在残高	\$ 10,343	\$ 5,070	\$ 37,907	\$ (25,434)	\$ (7,245)	\$ 45
当期純利益	4,869		4,858			11
その他の包括利益(損失)(税控除後):						
累積為替換算調整	373				370	3
確定給付年金及び退職後給付制度に伴う調整	52				52	-
キャッシュ・フロー・ヘッジ - 未実現利益(損失)	(203)				(203)	-
その他の包括利益(損失)合計(税控除後)	222					
配当金(1株当たり4.70ドル、注記7)	(2,803)		(2,803)			
株式報酬費用(税効果控除後)	291	291				
再取得株式	(2,044)			(2,044)		
ストック・オプション・プラン及びベネフィット・プランに基づく交付	744		(847)	1,591		
2017年12月31日現在残高	\$ 11,622	\$ 5,361	\$ 39,115	\$ (25,887)	\$ (7,026)	\$ 59

株式の補足情報

	12月31日に終了した事業年度		
	2017年	2016年	2015年
自己株式			

期首残高	347,306,778	334,702,932	308,898,462
再取得株式	10,209,963	22,602,748	34,072,584
ストック・オプション・プラン及びベネフィット・プラン に基づく交付	(8,367,922)	(9,998,902)	(8,268,114)
期末残高	<u>349,148,819</u>	<u>347,306,778</u>	<u>334,702,932</u>

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書

(百万ドル)

	12月31日に終了した事業年度		
	2017年	2016年	2015年
営業活動からのキャッシュ・フロー			
非支配持分を含む当期純利益	\$ 4,869	\$ 5,058	\$ 4,841
非支配持分を含む当期純利益と営業活動より獲得された現金預金純額との調整			
減価償却費及び償却費	1,544	1,474	1,435
年金及び退職後給付制度への拠出	(967)	(383)	(267)
年金及び退職後給付費用	333	251	556
株式報酬費用	324	298	276
事業売却益	(586)	(111)	(47)
繰延法人税	107	7	395
株式報酬による税金ベネフィット超過額	-	-	(154)
資産及び負債の増減			
売掛債権	(245)	(313)	(58)
棚卸資産	(387)	57	3
買掛債務	24	148	9
未払法人税等(短期及び長期)	967	101	(744)
その他 - 純額	257	75	175
営業活動より獲得された現金預金純額	6,240	6,662	6,420
投資活動からのキャッシュ・フロー			
有形固定資産の購入	(1,373)	(1,420)	(1,461)
有形固定資産及びその他の資産の売却による手取金	49	58	33
事業取得 - 取得現金控除後	(2,023)	(16)	(2,914)
市場性のある有価証券及び投資の購入	(2,152)	(1,410)	(652)
市場性のある有価証券及び投資の満期および売却による手取金	1,354	1,247	1,952
事業売却による手取金 - 売却現金控除後	1,065	142	123
その他 - 純額	(6)	(4)	102
投資活動に使用された現金預金純額	(3,086)	(1,403)	(2,817)
財務活動からのキャッシュ・フロー			
短期債務の増減 - 純額	578	(797)	860
(90日より後に期限を迎える)債務の返済	(962)	(992)	(800)
(90日より後に期限を迎える)債務による手取金	1,987	2,832	3,422
自己株式の取得	(2,068)	(3,753)	(5,238)
ストック・オプション・プラン及びベネフィット・プランに基づく自己株式の交付による手取金	784	804	635
株主への支払配当	(2,803)	(2,678)	(2,561)
株式報酬による税金ベネフィット超過額	-	-	154
その他 - 純額	(121)	(42)	(120)
財務活動に使用された現金預金純額	(2,655)	(4,626)	(3,648)
現金預金及び現金同等物に対する為替レート変動による影響額	156	(33)	(54)
現金預金及び現金同等物の純増加(減少)	655	600	(99)
現金預金及び現金同等物の期首残高	2,398	1,798	1,897
現金預金及び現金同等物の期末残高	\$ 3,053	\$ 2,398	\$ 1,798

第四部 【組込情報】

外国会社報告書 平成29年4月7日 関東財務局長に提出
(自平成28年1月1日至平成28年12月31日)

外国会社半期報告書 平成29年9月14日 関東財務局長に提出
(自平成29年1月1日至平成29年6月30日)

なお、上記外国会社報告書（平成29年4月7日提出）及び外国会社半期報告書（平成29年9月14日提出）は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4- 1 に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

第六部 【特別情報】

【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項なし。